

令和 6 年度
(2024 年度)
自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年
三育学院大学

目次

評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 学修支援
- 2-3. キャリア支援
- 2-4. 学生サービス
- 2-5. 学修環境の整備
- 2-6. 学生の意見・要望への対応

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-2. 教育課程及び教授方法
- 3-3. 学修成果の点検・評価

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能
- 4-2. 教員の配置・職能開発等
- 4-3. 職員の研修
- 4-4. 研究支援

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-2. 理事会の機能
- 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-4. 財務基盤と収支
- 5-5. 会計

基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価
- 6-3. 内部質保証の機能性

評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

三育学院大学における教育のねらいは、「設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教会のキリスト教の教育理念に基づき、聖書の示すところの人間の『全人的回復』にある。この目的のもと、神を全ての価値の源として真理を探究し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる人材を育成することである。看護学教育においては、対象者の『全人的回復』を願い、生理的・心理的・社会的・スピリチュアルな側面において調和の取れた健康を目指し、キリスト教における愛と看護学における知識と技を用いて、個人・家族・地域・国際社会に働きかけることができる看護専門職を育成することを目的とする」としている。この目的を達成するために、以上の教育のねらいを学生ハンドブックや学内の掲示等を通して学生に周知している。

【資料】

・学生ハンドブック 2024 年度

1-1-② 簡潔な文章化

学則に定められた本学の目的および学生ハンドブックに掲げられた教育目的は、大学の果たすべき使命を明らかにしており、教育学術機関としての役割を具体的かつ簡潔に表現している。

1-1-③ 個性・特色の明示

前述のミッションステートメントを基に、本学ではプロテスタント・キリスト教の精神を教育の土台とし、全人的教育、看護学に関する専門的知識と技術の修得、さらに愛に基づく他者への奉仕などができる人材を育成する教育をしていくことが特色の一つである。それにより社会や国際貢献ができることを目指している。本学の個性・特色はパンフレットや大学ホームページに明示してある。

【資料】

・2024 年度三育学院大学パンフレット

- ・三育学院大学ホームページ（本学について：<https://www.saniku.ac.jp/about/>）

1-1-④ 変化への対応

本学の使命や目的を明確に認識し、変えるべきものと変えるべきではないものを見極め、教育内容を時代に適合し、かつ発展的なものとするために運営委員会で検討している。また、理念を共有する海外の系列大学や国内の医療機関との連携および設置母体の国際チームによる点検評価は、使命や目的、教育目的を確認し、変化に対応させるための意識向上の機会となっている。

【資料】

- ・Self-study Report for Saniku Gakuin College 2019

1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学および大学院の使命・目的は、学校法人の設置母体である世界的組織セブンスデー・アドベンチスト教会の理念と聖書に基づくものであり、主たる実習病院である系列病院とも共有されている。学生や教職員をはじめ、保護者や受験生を含む関係者に一層浸透されるよう、具体的また明確に大学案内などの印刷物、オープンキャンパスなどでの配布物、受験生への発送物、大学ホームページをはじめとする Web 媒体などのあらゆる機会を通して、その内容を伝え浸透するよう取り組みを進める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的は、全学の研修会で取り上げ全学的に理解と支持を得ている。また毎年作成される事業計画にも使命・目的に係わる内容が掲載されており、役員、教職員の理解と支持につながっている。

【資料】

- ・令和 6 (2024)年度事業計画

1-2-② 学内外への周知

学内においては、使命、教育目的を学生ハンドブックに明記すると共に校舎内に掲示し、学生・教職員に周知されている。履修要項においても学生が常に教育目的を意識するよう

な工夫がなされている。また年1回の行事としてミッションデーを実施しており、本学の母体である教団や系列病院の講師を招き、全学教職員・学生に向けて本学の理念を再確認する機会を設けている。学外に対しては、三育学院大学ホームページおよび大学のパンフレットで使命・目的・教育目的を公開し、オープンキャンパスにおいてもそれらが参加者に周知されている。

【資料】

- ・学生ハンドブック 2024年度
- ・履修要項 2024年度（看護学部）
- ・三育学院大学ホームページ
(ミッションステートメント：<https://www.saniku.ac.jp/about/philosophy.html>)
- ・三育学院大学パンフレット

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成20(2008)年の開学、令和2(2020)年の大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の開設を中長期的な目標とし運営されてきた。それぞれの設置認可申請書を誠実に履行することにより、申請書に示された使命・目的および教育目標が反映されたものとなっている。さらに令和6(2024)年度に第3次中期計画が立てられ、それに基づき中長期的な計画への反映を企図している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

看護学部看護学科および大学院看護学研究科は、それぞれ三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を掲げ、本学の使命・目的及び教育目的の反映を目指している。

1) 看護学部のポリシー

看護学部看護学科の掲げる三つのポリシーには、本学の使命、目的および教育目的が反映され、学内外に公表されている。

看護学部 三つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与に関する方針）

三育学院大学における教育の理念は、設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団のキリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。この理念のもと、神をすべての価値の源として真理を探求し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。その目的の実現のために以下の能力・資質を備えている学生に学位を授与する方針を明示している。

＜看護学部ディプロマ・ポリシー＞

1. 人間の尊厳を尊重し擁護する能力
2. 科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力
3. 看護専門職者としての倫理的態度
4. 看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における他職種と連携協働できる能力
5. 異文化を理解し国際看護に貢献できる能力
6. 自己の健康を管理する能力
7. 生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成と実施に関する方針）

看護学部では、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下の方針でカリキュラムを編成している。

＜看護学部カリキュラム・ポリシー＞

（教育内容）

1. 看護専門職者として、対象者および地域の健康に貢献できる豊かな人間性の育成のため、キリスト教科目を各学年に段階的に配置する。
2. カリキュラム構成は教養教育科目、専門基礎科目、専門教育科目の3つの区分と以下に述べる17の群から成る。具体的には、教養教育科目（6科目群40科目）では、＜アドベンチストの信仰と生活＞＜人間の理解＞＜文化・社会の理解＞＜情報科学＞＜自然の理解＞＜語学の修得＞、専門基礎科目（2科目群16科目）は、＜人間と健康＞＜健康と環境＞、専門教育科目（9科目群61科目）は、＜基礎看護学＞＜地域看護学＞＜母性看護学＞＜小児看護学＞＜成人看護学＞＜老年看護学＞＜精神看護学＞に加え、＜看護の発展科目＞に区分し、3年次からは保健師課程を選択した場合、＜公衆衛生看護学（12科目）＞を加えた区分編成となっている。
3. 本学部の特徴的な教育として、スピリチュアルケアの科目を設置し、自己と対象者の理解を深める。また、国際性を養うための体験学習型海外研修や、国際看護実習を設置している。
4. 人間としての成長をはかるために宗教教育・労作教育・寮教育を取り入れている。

（教育方法）

1. 授業では、予習・復習の時間を確保し、講義・演習・実習などの多様な学習形態を通して展開する。
2. 主体的な学ぶ力を身につけるために、グループワーク、ディベートなどの学修方法を取り入れる。

（教育評価）

各科目の学修目標の達成度を学生と教員で多角的に評価し、授業の改善に繋げる。

【アドミッション・ポリシー】（求める学生像に関する方針）

看護学部看護学科は、建学の精神と大学の基本理念を踏まえながら、ディプロマ・ポリシーを達成するために、下記の資質を備えている入学者の受け入れ方針を明示している。

＜看護学部アドミッション・ポリシー＞

1. 人と関わることに喜びを見出すことができる人
2. 本学の目指す全人的看護に関心があり学ぼうという意欲のある人
3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人
4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人
5. 探求心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人

2) 大学院のポリシー

大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の掲げる三つのポリシーにも、本学の使命、目的および教育目的が反映され、学内外に公表されている。

大学院 三つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与に関する方針）

大学院看護学研究科は、キリスト教における全人的回復についての理解を深め、ホリスティック・ナーシングの視点から看護学の発展に寄与する教育・研究能力を養い、高度看護専門職者として社会に貢献する能力を育成することを目的としている。その目的の実現のために以下の能力・資質を備えている学生に学位を授与する方針を明示している。

＜大学院看護学研究科ディプロマ・ポリシー＞

1. 専攻した専門性において、ホリスティック・ナーシングの視点で理論や最新の知見を論理的・倫理的に看護に活用する能力
2. 多職種との連携協働を牽引し、看護実践の質向上に指導的役割を果たせる能力
3. 看護の実践や研究における課題解決に向けて、科学的根拠に基づき多角的に取り組む能力
4. 看護現象に高い関心を持ち、看護学の発展に寄与する教育・研究能力
5. 高度看護専門職者として、生涯自己研鑽を継続し、社会に貢献する能力

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成と実施に関する方針）

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下の方針でカリキュラムを編成している。

＜大学院看護学研究科カリキュラム・ポリシー＞

1. 看護実践・教育・研究にホリスティック・ナーシングの視点を備えた人材を育成するために、共通科目に「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」、専門科目に「スピリチュアルケア」を置く。
2. 専攻する看護学の専門性や看護教育能力を高める理論・概念・最新の知見等の基礎的及び高度の知識を修得するために、共通科目及び専門科目に講義として「特論」科目を置く。
3. 多職種との連携協働に関する基礎知識の学修と多元的にその必要性を理解するために、共通科目の「保健医療福祉連携特論」を基盤に、「看護教育学特論」「看護技術特論」、また「成育看護学特論」「成人看護学特論」「高齢者看護学特論」「地域看護学特論」科目の学修を通して対象に適した連携協働の在り方や可能性を探求する。
4. 「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」を置き、「特論」などの講義科目で学修した知識を活用応用レベルまで深化し、課題解決に取り組む能力を育成する。
5. 研究の基礎的知識「看護研究方法論Ⅰ（総論）」と「看護研究方法論Ⅱ（量的研究・質的研究）」、研究論文クリティークのために「実践看護学演習Ⅱ（文献講読）」、研究の一連のプロセスを踏む「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」の科目を置き、研究能力を育成する。
6. 修了後のキャリア・デザインに基づき、各自の専門性に沿って引き続き探究し、社会に貢献することを可能にするために、実践看護学研究分野1つに統合し、7つの特論科目群を配置する。

【アドミッション・ポリシー】（求める学生像に関する方針）

大学院看護学研究科は、ディプロマ・ポリシーで掲げている指導的役割を果たせる高度看護実践者、教育者・研究者を育成するために、次の能力や態度、資質を備えた入学者を求めている。

＜大学院看護学研究科アドミッション・ポリシー＞

1. ホリスティック・ナーシング（全人的回復をめざす看護）の実践に関心と学修意欲のある者
2. 看護実践能力の向上に関心と学修意欲のある者
3. 看護教育能力の向上に関心と学修意欲のある者
4. 看護研究能力の修得に学修意欲のある者
5. 看護学の基礎的知識を有する者

【資料】

- ・ 学生ハンドブック 2024 年度
- ・ 三育学院大学ホームページ

（ディプロマ・ポリシー：https://www.saniku.ac.jp/pdf/3-11_gakuijuyo.pdf）

（カリキュラム・ポリシー：https://www.saniku.ac.jp/files/3-4_curriculum_2022.pdf）

（アドミッション・ポリシー：https://www.saniku.ac.jp/admissions/adm_policy.html）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、「学校法人三育学院寄附行為」第2章第3条の目的に定められているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」教育研究機関である。この目的を実現するために、理事会のもとに教授会が置かれ、教育と研究に係わる委員会が教授会のもとに組織されている。教授会には、教授のみならず総合的な人間教育に係わる全教員、さらには議長の判断で必要と認める場合には職員も構成員に加えることができ、使命・目的・教育目的を達成するためにふさわしい構成となっている。また、宗教教育委員会など本学の使命・目的に関わる委員会が置かれており、教育研究組織との整合性が確保されている。

教員および教育研究の質向上のために、「FD(Faculty Development)委員会」が設置され、委員会による企画・運営により、使命・目的に基づいた教員の教育力と研究力の維持向上が図られている。また職員の資質向上のために「SD(Staff Development)委員会」が置かれ、使命・目的に適合した教育が実践されるために教育支援の促進が行われるための研修等が実施されている。

以上のような教育研究組織およびそれを支援する組織は、本学の使命・目的及び教育目的と整合性を持つ構成となっている。

【資料】

- ・学校法人三育学院 寄附行為
- ・三育学院大学運営組織図
- ・三育学院大学看護学部教授会規程
- ・ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- ・スタッフ・ディベロップメント委員会規程

1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の理念である「全人的回復」は、使命・目的および教育目標に示されているが、学生・教職員のみならず、地域を含め広く関係者に共有されるよう一層努力する。また、FD/SD 研修のプログラム内容をさらに充実させ、開催頻度を増やすことにより、理念の浸透に加え、内部質保証活動の全学的な浸透、実務スキルアップを図っていくことを計画している。また、事務系課長職の理念研修を開催し、本学の理念を実務レベルで共有できるプログラムを新規に実施していく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的は、基盤となる建学の精神とともに入学式・卒業式等の行事を通して、学長・学部長から伝えられているほか、「学生ハンドブック」や「三育学院大学ホームページ」にも掲載され、学内外に向けて発信されている。

また使命・目的の教育目的の反映のため、新任教職員に対する理念研修は入職時のオリエンテーションにて実施しており、ミッションデーにおいて再確認する機会を設けている。

「全人的看護（Wholistic Nursing）」の概念は、本学におけるキリスト教看護教育の中心

であり、系列の病院である東京衛生アドベンチスト病院・神戸アドベンチスト病院・アドベンチストメディカルセンターとの連携を更に強化することで教職員・学生がさらに理解を深めるための活動を引き続き推進していく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、その前身を含め 96 年間に亘り、一貫して全人的看護の実践をその理念に据えて看護教育を実践してきている。平成 20(2008)年大学開学以降も入学者受入方針にも全人的看護の理念を反映しており、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを以下の通り定義している。

表 2-1-1 看護学部・大学院看護学研究科ディプロマ・ポリシー（再掲）

学部	看護学部では、キリスト教を土台とした本学の教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指しています。看護専門職者として必要な、次の資質を備えている学生を求めます。 <ol style="list-style-type: none">1. 人と関わることに喜びを見出すことができる人2. 本学の目指す全人的看護に関心があり学ぼうと意欲のある人3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人5. 探究心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人
大学院	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）は、ディプロマ・ポリシーで掲げている指導的役割を果たせる高度看護実践者、教育者・研究者を育成するために、次の能力や態度、資質を備えた入学者を求めます。 <ol style="list-style-type: none">1. ホリスティック・ナーシング（全人的回復をめざす看護）の実践に関心と学修意欲のある者2. 看護実践能力の向上に関心と学修意欲のある者3. 看護教育能力の向上に関心と学修意欲のある者4. 看護研究能力の修得に学修意欲のある者5. 看護学の基礎的知識を有する者

このアドミッション・ポリシーは「三育学院大学ホームページ」「学生募集要項」「大学院学生募集要項」に掲載しており、本学の情報を収集する受験生やその保護者、高等学校進路指導担当教諭、関連施設等に周知している。特にオープンキャンパスや進学説明会等の広報活動ではアドミッション・ポリシーを具体的に説明し、その浸透を図っている。

【資料】

・三育学院大学ホームページ

（アドミッション・ポリシー：https://www.saniku.ac.jp/admissions/adm_policy.html）

・三育学院大学パンフレット

- ・2024年度学生募集要項
- ・2024年度大学院学生募集要項

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

1) 学部の入学試験

学部の入試においては、高等学校長の推薦を受けて出願する「学校推薦型選抜試験」、入学希望者が自らの意思で出願する「総合型選抜試験」、および学力試験によって合否を判定する「一般選抜試験」を実施し、入試区分の多様化を図っている。これにより、アドミッション・ポリシーに沿った学生を広く募集・確保することに努めている。また、高等学校卒業（見込み）の者に限らず、「その他の入試」として社会人等選抜試験および海外帰国生選抜試験を実施し、社会人や帰国生など多様な背景を持つ入学希望者を受け入れるための門戸を開いている。

本学の入学試験の特色として、すべての選抜区分において面接試験を実施している点が挙げられる。面接試験では、看護専門職としての適性、特にコミュニケーション能力を見極めるとともに、本学の理念に対する受験生の理解度を把握することに努めている。

① 選抜試験方法

a. 学校推薦型選抜試験

〈指定校推薦〉

本学の指定する高等学校長から推薦された者で、本学を第一志望とし看護専門職者として働きたいという明確な目標を持っている者を選抜する。選考方法は面接試験と書類審査より選考している。

〈公募制推薦〉

本学の理念を理解し、本学に入学する意思の確実な者（第一志望・専願）で高等学校長から推薦された者を対象とする。選考方法は面接試験を実施し、提出書類審査と併せ総合的に評価し選考している。

b. 総合型選抜試験

本学の理念に対する理解、看護学への関心や学ぶ意欲、姿勢を評価し実施する入学試験。選考方法は出願時に提出する調査書等と面接、事前レポートの提出により総合的に評価し選考している。また出願者の成績基準により総合型特別試験区分を設け、資質の高い学生の確保に務めている。

c. 一般選抜試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、一般選抜試験を2月から3月にかけて3回行なっている。国語総合、コミュニケーション英語Ⅰ、生物基礎、数学Ⅰのうちから3科目選択、高得点2科目を選考の得点とし、各回とも面接を実施し総合的に評価して選考している。

d. その他の入試（社会人等入試）

多様な入試制度への対応として社会人および帰国生等を対象とする入試を行なっている。選抜方法は小論文と併せ面接を実施し、総合的に評価し選考している。

入学試験合格者に対する入学までの学修意欲の継続と向上のための取り組みとして、合格者に対し入学前課題を課している。また、このプログラムが単に入学までに終える課題とならないよう、学修センターのプログラムにおいて試験を実施している。入学後の大学での学びの繋がりを工夫し、より効果的な内容とするため教材の検討を毎年行っている。

②学部入学試験に至る広報活動

本学では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った志願者確保のために、主に以下の広報活動に取り組んでいる。

a. 大学案内の発行

大学案内は本学の教育理念、カリキュラム、その他の特色ある教育を紹介し、本学を理解するために毎年度内容の改訂を行い発行している。年間発行部数は 8,000 部である。

b. オープンキャンパスの開催

毎年 4～5 回のオープンキャンパスを開催している。広報担当委員のみではなく、広く教職員が担当に加わり、さらに学生スタッフを募集しオープンキャンパスの参加者に本学を紹介してもらい、在学生の声を伝えるようにしている（表 2-1-1）。

表 2-1-1 オープンキャンパス参加人数（令和 6 年度）

大多喜キャンパス

日程	6/16	7/7	8/4	9/8	3/23
参加人数(人)	2	2	5	6	2

東京キャンパス

日程	6/23	7/14	8/11	9/15	10/6
参加人数(人)	5	7	13	4	4

c. 看護学体験セミナーの開催

オープンキャンパスとは別に年 3 回、本学系列病院である東京衛生アドベンチスト病院（東京）・神戸アドベンチスト病院（神戸）・アドベンチストメディカルセンター（沖縄）を会場に看護学体験セミナーを開催している。各地域の参加高校生に本学教員による講義、体験学習の他、病院見学、本学を卒業した先輩看護師からのアドバイスなど、大学を会場に行われるオープンキャンパスとは異なるアプローチから広く高校生に看護職を紹介する機会となっている。本学と理念を同じくする病院で行われる看護学体験セミナーは、卒業後の職業を実感できるところに意義がある（表 2-1-2）。

表 2-1-2 看護学体験セミナー参加人数（令和6年度）

日程	6/2	6/9	6/23	7/14	7/14	7/21	8/11	3/24	3/27
開催場所	沖縄	神戸	東京	東京	沖縄	神戸	東京	沖縄	神戸
参加人数(人)	37	1	5	7	20	1	13	40	0

d. 高校訪問

高校における進路相談や情報提供は、進学を希望する生徒の進路選択や受験校の決定に多大な影響を及ぼすため、高校訪問による進路指導部への情報提供は極めて重要である。また、大学にとっても情報提供は重要であり、同時に高校側からの情報を得て相互に共有を心がけている。本学では地元関東圏はもとより、北海道から沖縄に至るまで広範囲に亘り高校訪問を実施しており、入試広報担当職員に加え、学長をはじめ看護学部教員や他の職員の協力を得て高校訪問を実施している。特に前年度の入学者数の落ち込みから、令和6(2024)年度は高校訪問を重点施策として位置づけ、年間1,200件を超える訪問を実施した。

e. その他の広報活動

その他、実施している広報活動は以下のとおりである。

- ・進学情報関連業者主催合同説明会への参加
- ・高等学校で開催される進学説明会への参加、模擬授業への講師派遣
- ・系列高校への定期的学校紹介プログラム、授業担当
- ・学校見学希望者が訪問予定日時を設定できる「いつでも見学」
- ・ホームページによる広報
- ・キリスト教年鑑、新聞などへの広告掲載
- ・受験情報誌への入試情報提供

2) 大学院の入試

大学院の入試については、学力試験および面接で合否を判定する「一般入学試験」、本学の卒業見込みの者もしくは本学の卒業生で所属機関より推薦を受けた者を面接で合否を判定する「推薦入学試験」の2つの入学試験により、大学院のアドミッション・ポリシーに沿う学生を広く求め、確保するように務めている。この2つの入学試験は同時に、Ⅰ期（9月上旬）、Ⅱ期（1月中旬）、Ⅲ期（2月下旬）に分けて実施している。

なお、一般入学試験に先立ち、大学または指定された専修学校等を卒業していない受験希望者に対し、出願資格審査（大学を卒業した者と同等以上の学力があると判定する個別の入学資格審査）を実施している。

① 選抜試験方法

a. 一般入学試験

一般入学試験では、専門科目試験と面接試験、提出書類を総合的に評価し、大学院研究科教授会での審議を経て合否を決定している。

b. 推薦入学試験

推薦入学試験の対象となるものは、(i)入学年度の前年3月までに、本学学部を卒業見込みの者で、学業成績及び人物ともに優れ、学部より推薦された者、もしくは、(ii)本学を卒業後3年以上経た者で、研究意欲および人物ともに優れ、出願に先立って所属機関より推薦された者であり、面接試験、提出書類を総合的に評価し、大学院研究科教授会での審議を経て合否を決定している。

②大学院入学試験に至る広報活動

入試広報については、昨年に引き続き、HPの充実、看護系学術集会でのチラシの配布、関連病院への働きかけを行った。さらに研究科長には同窓会出席の折、本学大学院のアピールをお願いするなど本学卒業生にターゲットを絞った活動も行った。なお、在学生に対する広報は、卒後に臨床経験を経てからの入学を奨励することから情報提供は行わなかった。今回は3名の受験者があり、1名は関連病院の看護師で看護部長からの勧めによるもの、1名は本学卒業生でこちらも関連病院勤務だが本人の従来からの希望によるもの、1名は本学教員の紹介によるものであった。以上の3名は、本学の入試広報活動と直接関わるものではなかったが、次年度も同様の広報活動は継続する予定である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

1) 学部の定員・入学者

学部の入学者数は、令和3(2021)年度以降減少傾向が続いており、大変厳しい状況と言わざるを得ない。入学定員充足率は令和3(2021)年度の105%から減少し令和7(2025)年では50%となっている(表2-1-3)。

表 2-1-3 看護学部の定員・志願者・合格者・入学者(過去5年間)

項目	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
志願者数	70	45	40	30	29
合格者数	56	40	35	28	24
入学者数	43	31	29	23	23
入学者定員	50	50	50	50	50
入学定員充足率	86%	62%	58%	46%	46%
在籍学生数	210	176	150	126	101
収容定員	200	200	200	200	200
収容定員充足率	105%	88%	75%	63%	50%

2) 大学院の定員・入学者

過去5年間の推移は以下の通りである(表2-1-4)。

表 2-1-4 大学院の定員・入学者（過去 5 年間）

項目	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)
入学者定員	5	5	5	5	5
入学者数	5	3	3	4	4
収容定員充足率	100%	60%	60%	80%	80%

【資料】

- ・ 2025 年度学生募集要項 三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士）
- ・ 三育学院大学年報 2024 年度(No.7) 教学委員会（p.80-83）

2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部の入学者受入れ方針については、今後も引き続き、オープンキャンパスや進学説明会、大学案内、募集要項、ホームページ等を活用し、学外への広報活動を通じて周知に努める。とりわけ、令和 7（2025）年度入学生 23 名については、全員がオープンキャンパス等のイベントに参加したことが入学に繋がっており、こうしたイベントの告知をタイムリーに実施し、参加者の獲得に努めていく。適切な学生受入れ数の維持に関しては、直近 4 年間にわたり入学者数が定員を下回る状況が続いており、アドミッション・ポリシーに合致する学生を集めるためには、本学の利点や魅力を的確に伝える広報活動のさらなる工夫が求められる。具体的には、年内入試（学校推薦型選抜および総合型選抜）において、入学定員の 8 割に相当する 40 名の出願者確保を目指し、積極的な広報活動を展開していく。令和 7（2025）年度の高校訪問については、過去 10 年間の都道府県別・高校別入学実績に基づき、7 つの重点訪問エリアを設定するとともに、キリスト教系高校における入学実績を踏まえた営業展開を実施する予定である。また、看護師を志望する高校生に対して本学の受験を促すため、看護学体験セミナーの開催や病院奨学金の説明など、系列病院の協力を得ながら、病院近隣の高等学校への積極的なリクルート活動を行う計画である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学部学生に対する学修支援の柱として教員による「クラスアドバイザー制度」を設けている。クラスアドバイザー制度は 1～3 年次に設けられ、担当する複数名の教員は当該学年に必要な履修指導・学修支援を行っている。特に学修が困難な状況にある学生については、教務委員会、教授会で情報が交換され、その情報は教務・学生課職員にも共有されている。学内における学修支援の取り組みとして、低学力者を抽出し、学年アドバイザー、

学修センター、IR 室、補習担当の特任教授と情報を共有しつつ、支援を行っている。学生の進退などについての相談や面談についても、教務・学生課とアドバイザーが連携を取りつつ、学生の支援を実施している。また、大多喜キャンパスには教員・職員を配置する「学修センター」が設置されており、初年次教育の一貫として各種プログラムを通年で実施し、学生の学びを支援している。

2-2-② アドバイザー制度をはじめとする学修支援の充実

1) クラスアドバイザー制度、グループアドバイザー制度の活用

学部 1～3 年生の学生に対しては、各学年に 2～3 名のクラスアドバイザー教員を配置して年度初めのオリエンテーションを開催、学生面談を行い、学習状況の把握や、履修や学習のアドバイスをを行っている。アドバイザー教員が担当する学生は分割するものの、学年のアドバイザー同士で情報を交換し指導内容を確認している。特に学修に課題が生じ、単位を取得できなかった学生や、そのために就学期間が延期となってしまった学生に対しては、クラスアドバイザーが中心となって学生の学修支援を行なっているが、単位の取得の仕方などは随時教務・学生課や教務委員会などで確認し、学生に不利益が生じないように細心の配慮をしながら指導にあたっている。

4 年生はグループアドバイザー制度をとり、3 名程度の学生を 1 名の教員が個別指導し、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験、進路や就職の相談等の支援を行なっている。

2) 学修センターによる初年次教育

学部 1 年生が生活する大多喜キャンパスには、大学生として学修していくことをサポートする「学修センター」が設置されている。初年次教育の一貫として、まず入学週に基礎学力確認テスト（国語・数学）を実施している。その結果に基づき、読解力向上のためと計算力工場上のためのプログラムを必要に応じて実施している。読解力に関しては音読と視写を実施、計算力に関しては選択科目の物理と化学の履修を勧めると同時に、別途、計算ドリルを用いた練習を実施している。

1 年生全体に対しては、学び方に焦点をあてた各種プログラムを提供している。具体的には、授業の受け方、ノートテイキング、レポート作成、スケジューリングと時間管理、意識とモチベーション、図書館内案内プログラムなどを通年で実施している。前期と後期で各 10 回前後のプログラムは学修委員会の教職員を中心に、上級生の講話などを含め、学生も活用しつつ実施している。

3) 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生へ配慮として、令和 2(2020)年度より、学生委員会の下部組織として「合理的配慮・発達障害等相談部門」を立ち上げ、入学前から何らかの配慮を要する学生への支援を開始している。申請してきた学生には、「合理的配慮・発達障害等相談部門」に所属する教員が面接を行い、支援内容を関係部署に連絡し、学生が安心して学修に取り組めるようにしている（表 2-2-1）。

表 2-2-1 合理的配慮対応実績（過去 3 年間）

年度	令和 4(2022)	令和 5(2023)	令和 6(2024)
対応数(件)	8	4	4

実習においても合理的配慮の必要な学生の参加をふまえ、実習指導者と学生情報と配慮事項を共有し、適切な配慮の元に学修活動が継続できるように支援した。

また、学内には身体的障がいへの対応として、エレベーターの設置はないものの、スロープの設置や、車いす対応のトイレを 3 か所（大多喜キャンパス 2・東京校舎 1）に設置している。

4) オフィスアワー制度の活用

学修を支援する方策として、オフィスアワー制度を全学的に設け、活用を促している。シラバスにはオフィスアワーについての案内を記載し、学生が質問できる環境を整えている。特に試験前後に学生が学習の振り返りができるように、授業に関する質問、補習等のためのオフィスアワーを設けて学生に周知している。また、本学は 2 校地があるため、学生が教員に相談しやすいように、教員のメールアドレスをシラバスに記載して学生の学修をサポートしている。教員が学生と別のキャンパスにいる際には、必要に応じてオンラインでのオフィスアワーの時間を設けている。特に、学部 1～2 年次の基礎看護技術のレベル向上のために、特別なオフィスアワーの時間枠を設け、学生の看護技術の練習に立ち会い、アドバイスをしている。2024 年度卒業生アンケートによると、オフィスアワーを「よく利用した」「利用した」学生は 53.9%で、「利用しなかった」「あまり利用しなかった」学生は 38.5%となっている。

5) 学修管理システム（Google Classroom）の活用

本学では学生の学修を支援するため、Web 上の管理システム（Google Classroom）を活用している。また科目により課題の提出や、評価の確認などを Google Classroom で行うこともある。オンライン教育は従来の対面での学びを補完し深めるための仕組みとして活用している。特に、教室に集まることの少ないゼミで学修している卒業研究の掲示板としての役割や、看護学実習に関する事前課題、記録用紙、ルーブリック評価なども、Google Classroom に集約することで、学習効率を高めることができた。

6) 看護技術の e ラーニングツール（Nurising Skills）の活用

本学では、学生の看護技術習得を支援するために、e ラーニングツール「Nursing Skills」を導入し、授業や自己学習に活用している。本ツールの活用により、学生は基礎的な看護技術の動画を視聴しながら、手順や注意点を事前に確認することができ、演習や実習に臨む際の理解度が向上した。また、各自のペースで繰り返し学習できるため、個々の習熟度に応じた学習が可能となり、自己学習の促進につながっている。さらに、教員が学生の学習履歴を把握することで、適切な指導やフィードバックを行うことができ、より効果的な技術指導が実現した。

【資料】

- ・令和 6(2024)年度三育学院大学委員会体制
- ・令和 6(2024)年度学修センタープログラム計画
- ・修学に関する合理的配慮について
- ・修学に関する合理的配慮申請書
- ・退学、休学、留年の資料
- ・2024 年度卒業生アンケート

2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援については、主にクラスアドバイザー制度により、学生の学修状況は把握されており、丁寧に対応できている。本学は、大多喜キャンパスの寮監や、東京校舎の学生生活アドバイザーから、きめ細かな生活面・精神面のサポートがなされているという背景もあり、今後も職員と連携をしながらクラスアドバイザーが学修に焦点を当てて支援できる状況を継続していく。学修に課題のある学生に対しては、学年アドバイザーと情報を共有しつつ、特任教師による補講等の支援対策を実施したが、課題の残る学生も存在した。今後も、低学年の学修支援体制の強化については学修委員会を中心として対策を検討し、特に学修が低迷している学生には、補講を実施していく計画である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) キャリア支援プログラムと進路

学生のキャリア支援プログラムは、主に教務・学生課と学生委員会が担っている。学生委員会では就職ガイダンスを企画し、学部 2～4 年生に就職先の選び方や自己アピールの仕方、志願書の書き方、面接の受け方等、具体的なガイダンスを実施している（表 2-3-1）。また、Google Classroom を用い随時教務・学生課から有用な就職関連の情報を発信している。

4 年生のアドバイザー教員は、国家試験対策の個別指導とともに就職に関する個別指導も行っており、学生へのきめ細かい対応がなされている。

表 2-3-1 キャリアガイダンスプログラム（令和 6 年度）

学年	内容	講師
2 年生	就職活動の流れ、自分を知ろう	外部業者のキャリアサポート担当者
3 年生	夏休み、春休みにしておくべきこと (就職先の選択のしかた・エントリーの準備)	外部業者のキャリアサポート担当者
4 年生	就職ガイダンス (志願書の書き方、面接の受け方等)	外部業者のキャリアサポート担当者

2) 国家試験対策

本学の国家試験対策は、教員と職員で構成される国家試験対策委員会が実施している。令和6(2024)年度の取り組みは以下のように行なった。

① 国家試験対策ガイダンス

学部全学年に対しそれぞれガイダンスを実施した。1～3年生に対しては、学修の進度に合った国家試験の意識付けを行い、4年生に対しては1年間の国家試験対策の内容を詳細に説明した。

② 看護師国家試験模擬試験の実施

1年生には、「人体の形態と機能」の模擬試験を2月に1回実施し、模擬試験実施後に模試についての振り返りを行った。その後外部講師による「解剖生理・病態生理（内分泌）」のオンライン補講を実施した。2年生には、「専門基礎」の模擬試験を2月に1回実施し、学修状況の確認を行った。3月に「解剖生理・病態生理（血液・体液・免疫）」について外部講師によるオンライン補講を実施し、その後の自己学習につなげた。3年生には、「基礎学力アップチャレンジテスト」の模擬試験を6月に1回実施し、その後オンライン学修システムによる復習を促した。4年生には4月に「人体+疾病」に関する模擬試験、必修問題に関する模擬模試を各1回実施した。予備校が実施した全国模擬試験を6回受験し、学修成果の確認と苦手分野の学修につなげた。

③4年生「看護師」国家試験受験者を対象とした対策

a. 必修問題対策「帰れま100」他の実施

看護師国家試験の必修問題対策として、e-ラーニングコンテンツを利用した学修と「帰れま100」を実施している。前年度の本試験結果を受け、必修対策強化を実施した。学生全員が共通のe-ラーニングコンテンツを利用し、指定された問題を週ごとに実施し、結果を報告してもらい、結果確認を各アドバイザーが行い指導に役立てた。6月には外部講師による必修対策講座を2コマ実施した。10月～2月の月曜から金曜には、Google Classroomを活用し、必修問題の過去問題や予想問題を毎日20問程度ずつ解く「帰れま100」を計74回実施した。毎朝自宅学生のためには配信を行い、大多喜キャンパスでは対面で実施し、学習習慣づけ、生活習慣の改善を図った。

b. 一般・状況設定問題対策「教員による学内補講」の実施

10月の模擬試験の結果で合格圏に満たない学生と希望者を対象に、各領域の教員が対面とオンラインで7領域計10コマ補講を実施した。

c. 弱点補強対策「国家試験対策業者による出張講座」の実施

全学生を対象に、低得点領域を中心に計6コマ実施した。1人当たり11,000円の受講料に対し、全コマ参加を条件に大学から各学生に4,000円の補助をした。

d. 低学力者対策「スタディグループ」の実施

4月の模擬試験で低得点の学生を対象に、4月から12月にかけて小グループでの勉強会を実施した。各回の参加者は4名～12名程度で、教員1名がオンラインで週2コマ担当した。内容は、時期と模擬試験結果を踏まえて適宜検討したが、4、5、6月は主に解剖生理、7、8、9月は病態生理、10、11月は主に必修問題対策、12月は主に一

般・状況設定問題対策を行った。

e. 卒業生講話の実施

国家試験に向けた具体的なアドバイスをしていただくことを目的に、2023 年度卒業生 4 名に依頼し 5 月と 11 月に実施した

④4 年生「保健師」国家試験受験者を対象とした対策

a. 模擬試験の実施

保健師課程学生に前年度の保健師国家試験問題による模擬試験を 1 回、業者による全国模擬試験を 4 回実施し、模擬試験実施後には振り返り解説を行った。

b. 教員による学内補講の実施

保健師課程全学生対象に、学内教員が 11 月～12 月に保健師国家試験の補講を計 21 コマ実施した。

c. 弱点補強対策「国家試験対策業者による出張講座」の実施

保健師課程全学生を対象に、国家試験対策業者の講師による「疫学」の補講を計 2 コマ実施した。

d. 自主勉強会の実施

模擬試験の成績が低かった学生に対し、各看護学領域の教員が声掛けをし「自主勉強会」を開催、勉強会を実施した。

⑤卒業生講話

看護師国家試験に向けた具体的なアドバイスをしてもらうことを目的に、2023 年度卒業生 1 名に依頼し、5 月に実施した。

【資料】

- ・新年度オリエンテーション（就職ガイダンス）
- ・三育学院大学年報 2024 年度(No.7) 国家試験対策委員会（pp.32-36）

2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援は、看護師・保健師国家試験の合格に向けた堅実な就職支援を通して行っている。さらに、就職ガイダンスによる具体的な就職に向けた支援を通して行っている。今後は学生の適性に沿った就職先を開拓するべく、病院からの訪問を受けたり、病院を訪問して適した就職先を学生に紹介していく考えである。また、4 年生のアドバイザーが学生の就職支援に対応しやすいように、教員にも病院等の就職先を紹介・案内していく予定である。また、国家試験合格に向けては、前年度の結果を分析しさらなる合格率向上のために検討を重ねていく計画である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学部1年生から2年生前期にかけて、ほぼ全ての学生が大多喜キャンパス内の寮で生活しているため、学生が安心して学業に向かえるように、心身の健康・経済・生活全般にわたる支援を行っている。寮では入学時に三育学院生活ガイドを配布し、生活全般に関するガイダンスを行っている。また、入学後のオリエンテーションで学生生活での悩みや経済的な問題などに対して学生相談室や奨学金などを案内し、学生が安心・安全に生活できるように支援している。

2年生後期からの学生は、東京校舎での学修となり環境が大きく変化し、学生が都会での生活に順応できるようにするため、生活での困りごとに対し学生生活アドバイザー（職員）が対応・支援している。

本学には、以下に述べるように、身体的および精神的な不調から学生を守るため、カウンセラーや保健センターなどがサポートしている。また研成会（学生会）に対しては、顧問による人的支援や活動資金の提供による経済的な支援を行い、学生の課外活動を支えている。学生の経済的な支援に関しても、学業が継続できるように奨学金制度を整えている。

1) 保健センターによる活動内容

令和6（2024）年度の保健センター体制として、正規看護師1名が常時在籍し保健センター業務を担い、メンタルヘルスの相談、予防接種、応急処置、さらに健康啓発活動といった活動を実施してきた。令和6（2024）年度も昨年同様に新型コロナウイルスが5類に移行されたことで、学生・教職員の活動範囲が広がり、体育館や運動場での活動の機会も増えたことで、整形外科関連の受傷者が増え、保健センター利用と外部クリニック受診者の増加がみられた。

感染対策には感染力の強いインフルエンザ、新型コロナウイルスの罹患者が増える冬季に備えてワクチン接種を実施した。更に感染予防に努めるよう適宜注意喚起を行った。

寮内で感染者が出た場合は寮監と連携をとり、寮内に確保した隔離部屋を使用し感染者を隔離、運搬食の手配、お風呂時間設定、トイレの分離、換気、同室者へ注意喚起を行い、寮生に対しても、繰り返し基本的な感染予防対策の徹底を行った。

体調不良者に対しては教務・学生課へ連絡し、感染症の報告、病気療養期間について等の必要事項を報告し、学部の教員に連絡をしていただくことで連携がスムーズに行えた。

①学生・教職員の保健センター利用状況

大多喜キャンパスに於いては、大学の校医、近隣の病院のサポートを得ながら保健センターが中心となって、学生、教職員の健康管理を行った（表3、表4）。多くの学生が学寮に入寮しているため、夜間は寮監、授業時間は保健センターで対応した。大多喜では大学の立地上、受診、通院に不便さが伴う為、寮監や保健センターが必要に応じ病院への送迎を行った。また、各寮に救急処置に用いる消毒薬、富士薬品常備薬を配置し、夜間帯や休日などに対応できるようにした。

東京校舎に於いては、実習病院が隣接しているため、病院の支援を得て、学生の健康管

理を行なった。保健センター利用状況は表 2-4-1（学生・教職員の利用）、表 2-4-2（目的別利用件数）のとおりである。

表 2-4-1 保健センター（大多喜・東京）の月別の学生・教職員利用状況（令和 6 年度）

利用月	1 年	2 年	3 年	4 年	総件数	教職員
4 月	26	16	0	6	48	7
5 月	29	31	11	0	71	5
6 月	25	11	0	28	64	2
7 月	29	19	0	10	58	11
8 月	0	1	2	1	4	3
9 月	4	0	0	8	12	3
10 月	10	2	0	23	35	10
11 月	10	0	0	16	26	4
12 月	11	1	0	34	46	2
1 月	16	0	0	8	24	7
2 月	10	0	0	6	16	8
3 月	0	0	0	0	0	0
合計	170	81	13	140	404	62

表 2-4-2 保健センターの学生・教職員の目的別利用件数（令和 6 年度）

利用領域	学生件数	学生割合	教職員件数	教職員割合
内科	79	19.6%	14	22.6%
コロナ関連	32	7.9%	13	21.0%
外科	4	1.0%	12	19.4%
整形外科	51	12.6%	6	9.7%
皮膚科	33	8.2%	1	1.6%
婦人科	10	2.5%	0	0.0%
眼科	18	4.5%	3	4.8%
耳鼻咽喉科	12	3.0%	0	0.0%
歯科	10	2.5%	1	1.6%
メンタル	38	9.4%	1	1.6%
保健指導	4	1.0%	0	0.0%
脳神経外科	10	2.5%	0	0.0%
予防接種	59	14.6%	3	4.8%
相談	16	4.0%	2	3.2%
その他	28	6.9%	6	9.7%
合計	404	100.0%	62	100.0%

②感染対策

学生・教職員の目的別利用件数の中で、最も多いのは内科であった（表 2-4-2）。新型コロナウイルス感染症については、学生は 7.9%、教職員では 21.0%となり、昨年と比べ教職員が若干増加傾向であった。コロナは感染力が高いのが特徴の 1 つで、寮という環境の中においては一気に感染拡大する傾向にあるが、今年度は保健センター職員が副寮監となり、寮と連携し、寮内では感染拡大に繋がらないよう基本的な感染対策を徹底した結果、感染が抑えられたと考える。

③定期健康診断

4 月から 5 月にかけて、全学年及び、教職員を対象に、定期健康診断を実施した。看護学部は、1 年次に HBs 抗原抗体検査、HCV 抗体検査、QFT 検査、四価抗体検査（麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘）を行なった。2～3 年次も HBs 抗原・抗体検査を実施した。健康診断結果に於いて、要精密検査、要治療、要観察の指摘を受けた学生及び教職員には、受診勧奨・保健指導・健康相談などを個別に実施した。

④実習に必要な予防接種の推奨

a. インフルエンザの予防接種

冬季に流行するインフルエンザの予防対策として全学生に予防接種を推奨している。大多喜キャンパスでは、学校医が院長である川崎病院で 10 月かた 3 回に分けてインフルエンザ予防接種の枠を設けて、学生 11 名がインフルエンザワクチン接種を受けた。東京校舎では、看護学部 2, 3 年生全員と一部の 4 年生を対象に東京衛生アドベンチスト病院を主な会場として、予防接種を行った。

⑤学生相談

令和 6（2024）年度の学生相談の内訳は以下の表の通りである。大多喜では WEB で、東京では WEB と対面で臨床心理士がそれぞれ学生相談を行った。

表 2-4-3. 学生相談内訳（令和 6 年度）

学期	合計 人数	相談内容内訳										
		対人	異性	教員 学生	家族	学業 仕事	性格	健康	寮生活	役割	過去	危機
前期	6	4		5	2	3	5	4	4		3	
後期	8	4	1		1	2	7	7	1	1	1	1

相談内容内訳は複数のため合計人数と異なる。

後期のみ対面での相談。他はすべて WEB での相談。

2) チャプレンによる支援

キリスト教を教育理念の土台としている本学では、チャプレン（学校付牧師）が大多喜キャンパス・東京校舎に置かれており、各キャンパス併設の教会（三育学院教会〔大多喜〕、天沼教会〔東京〕）所属の牧師と共同で学生の心身のケアにあたっている。また、教職員・学生がチームとして活動するキャンパス・ミニストリー・センター（CMC）では、学びや交流のための集会、学内カフェなど毎週定期的なプログラムが企画されている。

学生は希望する時にチャプレンと面談をし、自分の悩みを相談することができるだけでなく、様々な課外プログラムに参加することで、キリスト教的雰囲気の中で癒やし・憩いの提供を受けることができる。

3) 課外活動への支援

本学には学生が主体となって活動する学生会（研成会）があり、研成会主導のもと学生の部活動、サークル活動、さまざまな学生企画のイベントが行われている。研成会には顧問の教職員が学生の活動を見守り、必要な支援を行なっている。また、研成会には大学から活動費が補助されており、その活動を支援している。

4) ハラスメント相談

本学は、「三育学院ハラスメント防止に関する規程」を制定し、学生ならびに教職員においてハラスメントが起こらないように、また、問題が発生した場合には迅速かつ公正に被害者の救済および問題解決が図れるよう、ハラスメント防止委員会を設置している。令和6(2024)年度は、ハラスメントの相談は1件であった。学生が相談しやすいように、外部窓口を新たに設置した。また、ハラスメントの相談の方法がわかりやすいように、新たにガイドラインを制定した。なお、実習中のハラスメント対策については臨地実習要項の基本事項に記載し、オリエンテーションでも対応について説明している。

5) 奨学金制度による経済的支援

経済的に困窮する学生への支援体制として、本学には入学前から多種の奨学金制度を準備している。系列病院からは学生数の約6割程度の枠で奨学金を給付・貸与している。この奨学金は例年枠のほぼ全てが利用されている。この奨学金には入学が決定した時点で受給できる特別支給という制度が設けられ、入学時に発生する学納金をあらかじめ差し引いた形で支給し、入学してくる学生の経済的負担を軽減している。令和6(2024)年度からは、入学試験の成績優秀者には授業料の4年間の全額を免除する奨学金が用意されている。

その他、入学後は本学の独自の奨学金があり、学業や人物が優秀であり、経済的に困難のある学生を学年に若干名の枠を設けて経済的に支援している。さらに、独自の奨学金制度として勤労奨学金という制度があり、大学図書館や食堂などで勤労を行ない、その労働の対価以上の金額を奨学金として給付し経済的に支援している。

公的な奨学金としては、「日本学生支援機構奨学金」が利用されている。さらに、令和2(2020)年度より新しく制度が開始となった「高等教育の修学支援新制度」も各学年10名前後の受給者がいる。全体として何らかの奨学金を受給している学生は、全体の9割程度

に上る。

奨学金の利用にあたっては、入学前からの合格者への通知、入学後は教務・学生課からの案内、新年度オリエンテーションでの説明、学生に一斉メールおよび掲示を行ない、学生が積極的に利用できるように配慮している。

【資料】

- ・ カウンセリングおよび学生相談のご案内（令和 6[2024]年度）
- ・ ハラスメント防止に関する規程
- ・ ハラスメント防止のためのガイドライン
- ・ 三育学院大学年報 2024 年度(No.7) ハラスメント防止委員会
- ・ 奨学金募集一覧表

2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症に対する感染対策は緩和されたが、引き続き感染が拡大することのないように状況に応じた行動をとることを学生に奨励しつつ、学生生活が円滑に活動を広げられるように支援する。実習に向けた学生の予防接種については、保健センターおよび実習ワーキンググループにおいて検討していく。メンタル面で体調を崩す学生もいるため、今後もカウンセラーがいることを学生に周知していく。常勤の看護師がいることで学生の心身の健康が保たれる環境が確保できるため、今後も継続的に人材を確保していく。学内のハラスメント対策については学生に対する周知をさらに進めるため、新年度に配布している学生ハンドブックに新たにガイドラインを掲載する計画である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は併設する専門学校三育学院カレッジ（神学科）と校地を共有しており、校地面積は 54,451 m²である。校舎においても併設する三育学院カレッジと共有しており、校舎面積は 7,352 m²であり、校地面積・校舎面積いずれも大学設置基準を満たしている。

大多喜キャンパスでの看護学部学生は主に 3 号館及び 4 号館の教室を使用している。講義室は全て AV 機器等によるマルチメディア（プロジェクター、音響機器、実物投影機等）に対応した装置を備えている。実習室は 2 号館に基礎看護実習室を配置し、実技演習が可能となるよう設備・教材を揃えている。その他、少人数での必要に対応するためのセミナ

一室、カンファレンスルームを備えている。また、東京校舎においても講義室、実習室、図書室を備え、学生が講義を受けたり、実習中にグループワークをしたり、調べ物をしたりすることができるようになっている。

学生が学修を継続できるように、学修管理システム（LMS）の活用やそのための Wi-Fi 環境も整えている。

表 2-5-1 本学校地校舎面積と大学設置基準上の面積の比較

本学の校地面積		大学設置基準上の面積	本学の校舎面積		大学設置基準上の面積
校舎敷地	35,244 m ²	2,000 m ²	校舎等施設	7,352 m ²	3,966 m ²
運動場敷地	19,207 m ²				
合計	54,451 m ²				

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習室・実習施設

学内には大多喜キャンパス・東京校舎ともに実習室を整備している。大多喜キャンパスは1年次から2年次前期の学生が学ぶため、基礎看護学領域の実技演習を主に実施できるように、実習室を整備し、学生が授業以外の時間でも自由に練習ができるように開放している。

学外の実習施設については、系列の東京衛生アドベンチスト病院(東京都杉並区)が主たる実習場となっており、この他に、実習病院として千葉県・東京都・兵庫県(本学系列神戸アドベンチスト病院)に配置されている。また、公衆衛生看護学実習の実習施設も千葉県内に確保されている。

2) 図書館

図書関連施設の総面積は、三育学院深澤記念図書館が 522 m²、東京校舎図書室が 93 m²であり、閲覧席が図書館内(大多喜キャンパス)に 72 席、図書室内(東京校舎)に 13 席ある。他にはデータベース検索用端末が 3 台、視聴覚教材用端末が 2 台整備されている。

蔵書は 66,000 冊以上であることに加え、外国書 24 種を含めた 106 種の学術雑誌を所蔵している。蔵書および学術雑誌は図書館のウェブサイト経由で学内外からの検索が可能 (OPAC) である。

文献検索データベースは「医学中央雑誌 Web」「最新看護索引 Web」「メディカルオンライン」「EBSCO host (Biomedical Reference Collection: Basic、CINAHL、Health Business Elite、MEDLINE、Psychology & Behavioral Sciences Collection)」の 4 種類を契約しており、国内外の文献検索が可能となっている。これらのデータベースは図書館経由により学内外からの利用が可能である。

図書館の開館時間は平日 8:00～17:50、日曜 8:00～12:00、13:00～17:30、図書室の開館時間は平日 7:00～21:00 であり、長期休暇中の貸し出しも行っている。スタッフ体制は図書館長(教員)以下、正職員(司書)1 名、非常勤職員 1 名、アルバイト 1 名の計 4 名で運営している。図書館では利用促進を目的としたガイダンスを新年度オリエンテーショ

ン時に、そして図書室では後期開始時に実施している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便

学内にはエレベーターの設置はないものの、バリアフリー環境を確保するため段差部分には簡易スロープを各所に設置し、学内をスムーズに移動ができるようにしている。また、車いす対応の多目的トイレを大多喜キャンパスに2か所、東京校舎に1か所設置している。

施設、設備については、学内の施設管理課が常に点検、整備を行うとともに、火災報知器などの点検を法令に則って実施し、適正な維持管理を行なっている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理については、本学は1学年50人の定員であり、基本的に講義科目は1教室で行っている。語学科目の演習や看護技術の演習など、少人数が望ましい科目については教育効果を考慮し、クラスを分割して実施している。

【資料】

- ・アクセスマップ・キャンパスマップ
- ・2024年度基礎看護学実習Ⅱ要項
- ・2024年度領域別看護学実習要項
- ・2024年度精神看護学実習要項
- ・2024年度公衆衛生看護学実習
- ・図書館利用案内
- ・図書貸出規程
- ・2024年度前期時間割

2-5の改善・向上方策（将来計画）

教室や実習施設の確保はできているが、今後も継続して実習施設が確保できるように施設側に依頼していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎学期末に学生の授業に関する意見や要望を把握するため、学生による「授業評価アンケート」を履修している全科目で実施している。令和2(2020)年度からは、新

型コロナウイルス感染症拡大を受け、学生にオンラインによる授業評価を実施している。しかし、オンラインでは回収率が30%前後と十分ではない状況がある。学生の授業評価に対して教員からは授業改善に向けた返答をWebのシラバス上で行っている。学修や学修環境の整備などについての学生の意見や要望を汲み上げるシステムの整備については、令和6(2024)年度に内部質保証委員会がアセスメントチェックリストを作成し、今後リストに沿って実行していく準備を整えた。また、学内には大多喜キャンパス・東京校舎それぞれに投書箱を設け、学生の意見・要望を把握するようにしている。令和6(2024)年度には学修支援に関する投書はなかったが、直接教務・学生課への訴えがあり、これは非常勤講師の授業の難解さ、評価方法が適切でないといった問題であった。学生への聞き取りから当該講師との話し合いが必要と判断し、学部長補佐が改善を求め講師との面談を実施した。以上のように学修に関する訴えについては、調査を実施し、必要な対応を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

年度初めのオリエンテーションを4月初めに実施し、その中で、学生の心身の健康を守るため、意見や要望の窓口が教務・学生課であることを発表し、学生生活の困りごとを汲み上げるようにした。また、学内の投書箱を用いても学生生活に関する悩みを把握するようにしていることを発表し、令和6(2024)年度は大多喜キャンパスで学生生活に関する要望の投書が1件あった。これは食堂利用に関する質問の内容であり、すぐに掲示板に回答を掲示し対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見や要望は、上記の投書箱を用いて把握するとともに、毎年2~3月頃に卒業する4年生に対して「卒業生アンケート」を実施し汲み上げている。学修環境の質問項目として、「自主学習ができる十分な施設があったと思いますか」に対する回答は、東京校舎では学生から自習できる場所の少なさが挙がっていた。東京という立地から面積が狭く学習環境に対する学生の満足度は大多喜キャンパスと比べると相対的に低くなっている。しかし、「図書館の蔵書や雑誌および文献検索システムなどは充実していましたか」に対する回答は、大多喜キャンパス・東京校舎とも比較的高く評価されており、スペースの課題は残るものの、学修環境は整えられてきている。

【資料】

- ・2024年度卒業生アンケート結果
- ・2024年度カリキュラム評価に関するアンケート結果
- ・アセスメントチェックリスト

2-6の改善・向上方策（将来計画）

学修支援、学修環境の整備、学生生活への支援に対する学生の意見や要望を汲み上げるシステムの整備については、令和6(2024)年度に内部質保証委員会がアセスメントチェックリストを作成し、確立してきている。コロナ禍以降、アンケート調査はWEBによるア

ンケート調査に移行しており、回収率の低迷が問題となっているため、調査にあたっては、学生に呼びかけ、積極的に協力してもらえるように働きかけていく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れに関しては、学生の定員充足が課題であるが、対応策を検討し実行している。アドミッション・ポリシーに基づき求める学生像をホームページに明示し、オープンキャンパス・進学説明会等で志願者・担当高校教員にわかりやすく周知している。適切な学生数の維持に関しては、定員を充たしていくために分析の結果本学への進学率の高い7エリアを重点的に高校訪問を行ない、本学のアドミッション・ポリシーに合致する学生を集めるため本学の利点・魅力を伝える広報活動を精力的に展開していく計画である。

学修支援に関しては、アドバイザー制度・学修センター・オフィスアワー制度・学修管理システムの活用などによる学修支援が行われている。キャリア支援に関しては、キャリア支援プログラムや看護師・保健師国家試験対策などによる支援が行われており、就職希望者に対し就職率はほぼ100%である。

学生サービスに関しては、アドバイザー教職員による支援、保健センターによる健康支援、チャプレンによる支援、ハラスメント相談、奨学金制度による経済的支援アドバイス等が実施されている。

学修支援や学生生活に関する学生の意見や要望を収集するシステムは、内部質保証委員会が作成したアセスメントチェックリストをもとに、学修・生活環境のデータ収集・分析のシステムは順次適切に整備が行われてきている。

以上のように、基準2においては十分な対応を実施していると考える。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

三育学院大学では、建学の精神およびミッションステートメント、学部・大学院の教育目標をふまえてディプロマ・ポリシーを策定し、学生ハンドブックおよび履修要項に明示し、新年度オリエンテーション、ホームページで周知をしている。

平成 29 (2017)年度にディプロマ・ポリシーの検討を教務委員会および教授会で行い、教授会の決議を経て、学長が決定し、平成 30 (2018)年度より運用している。

【学部】看護学部ディプロマ・ポリシー（再掲）

1. 人間の尊厳を尊重し擁護する能力
2. 科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力
3. 看護専門職者としての倫理的態度
4. 看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における他職種と連携協働できる能力
5. 異文化を理解し国際看護に貢献できる能力
6. 自己の健康を管理する能力
7. 生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力

【大学院】看護学研究科の教育目標とディプロマ・ポリシー（再掲）

三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻の教育目標は、ホリスティック・ナーシング（全人的回復をめざす看護）の視点を持ち、実践の場で抱いた問題意識や実践の根拠について、研究的に発展させ、実践と研究が融和する高度の実践能力を修得し、指導的看護実践ができる人材と専攻分野の各看護学を精深し、研究能力を有する教育者・研究者を育成することである。

この教育目標を達成するためには、次のディプロマ・ポリシーで挙げる能力を有することが必要である。

1. 専攻した専門性において、ホリスティック・ナーシングの視点で理論や最新の知見を論理的・倫理的に看護に活用する能力
2. 多職種との連携協働を牽引し、看護実践の質向上に指導的役割を果たせる能力
3. 看護の実践や研究における課題解決に向けて、科学的根拠に基づき多角的に取り組む能力
4. 看護現象に高い関心を持ち、看護学の発展に寄与する教育・研究能力
5. 高度看護専門職者として、生涯自己研鑽を継続し、社会に貢献する能力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1)学部の単位・卒業認定基準の策定と周知

学部の単位認定基準および卒業認定基準は、三育学院大学学則および教務規程で定めら

れ、学生ハンドブック、履修要項に明示するとともに、新年度オリエンテーションで周知をしている。また、効果的に学修を積み上げるために、令和4(2022)年度新入生からは、その学年の必修科目の単位が取得できていない場合は、科目が配置されている年次に留まる(留年)ことと定め(教務規程第4条)、履修要項の「履修の留意点」に明示するとともに、オリエンテーションで周知をしている。単位認定基準については学則第10条、教務規定第24条に規定し、単位認定のための評価は、S(100点~90点)・A(89点~80点)・B(79点~70点)・C(69点~60点)・D(59点以下)の5段階で評価し、60点以上を合格として単位を授与している。卒業認定は、学則第8条に従い、履修要項の「卒業要件等について」で明示している。授業科目と深く関連するディプロマ・ポリシーについては、各科目のシラバスに記載している。

その他、GPA(Grade Point Average)については、奨学金審査、保健師課程選択者選考、学習指導に活用される旨を履修要項で説明し、成績証明書にも記載している。

2)大学院の単位・修了認定基準の策定と周知

大学院看護学研究科の修了要件については大学院履修要項に明記されており、オリエンテーションで大学院生に周知されている。また、要件の一つである修士論文の審査基準と最終試験については大学院履修要項および大学ホームページに明示されている。

【大学院】修士論文審査基準

1. 看護学的価値・有用性がある
2. 文献検討が適切である
3. キーワードや概念の定義、概念枠組みが適切である
4. 研究方法が適切である
5. 倫理性が確保されている
6. データ収集・分析が妥当である
7. 結果・解釈が妥当である
8. 論文の構成と形式・表現が適切である
9. 論旨の一貫性がある
10. 質疑応答が適切である

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部の単位認定について、各科目の単位認定者は、授業概要に記載されている成績評価方法および評価基準に従い成績を算出している。単位認定および卒業認定は、前述の基準をもとに、教務委員会の審議後、教授会の決議を経て決定というプロセスで厳格に行われる。

効果的な学修を進めるために教務規程第14条で、上限は1学期26単位相当を原則とすることを定めている。また、教務規程第23条で欠席が講義予定総数の4分の1を超えた場合、単位取得資格を失うことを定め、単位認定の厳正さを求めている。各配当年次に前提科目がある場合は、履修要項「表前提科目のある科目一覧(表)」に明示し、新年度オリエンテーションなどで周知している。さらに、令和4(2022)年度新入生からは、その学年の必修科目の単位が取得できていない場合は、科目が配置されている年次に留まる(留年)こととし、該当者に適用している。

単位の授与および卒業認定については、学生あるいは保護者からの問い合わせ期間を設け、問い合わせがあった場合には科目責任者、必要に応じて学部長補佐が応じている。単位の授与、あるいは進級が認められない事情が生じた学生に対しては、該当科目の責任者およびクラスアドバイザーが説明や学修指導をし、学生の理解を得ながら学修の強化を図っている。それと同時に、対象の保護者へ学部長補佐が説明し、今後の学修について保護者の理解と学生の支援に対する協力を求めている。

大学院の単位認定、修了認定の運用については、前述の基準を基に教学委員会で審議後、教授会の決議を経て決定というプロセスで行われる。なお、修士論文の審査については、審査委員会による口頭試問に合格した後に、最終試験（修士論文発表会）が実施され、研究科教授会にて決定される。

【資料】

- ・三育学院大学学則（第10条、第33条、第34条）
- ・大学ハンドブック 2024年度（p.25）教務規程第4条
- ・大学ハンドブック 2024年度（p.28）教務規程第14条
- ・大学ハンドブック 2024年度（p.31）教務規程第23条
- ・大学ハンドブック 2024年度（p.31）教務規程第24条
- ・大学院履修要項 2024年度（pp.5-6）看護学研究科看護学専攻の三つのポリシー
- ・大学院履修要項 2024年度（pp.10-11、24-25）修了要件、履修について、大学院学則
- ・大学院履修要項 2024年度（p.20）修士論文審査基準
- ・三育学院大学ホームページ
（ディプロマ・ポリシー：https://www.saniku.ac.jp/pdf/3-11_gakuijuyo.pdf）
- ・2017年度第14回教授会議事録

3-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知と、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用は実施できている。今後も厳正さを維持していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④教養教育の実施

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2を満たしている

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

平成 29 (2017)年 10 月「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」公表がされたこと、社会のニーズにあった看護の提供 (ICT 技術の活用、対象者を生活者としてとらえる視点、コミュニケーション能力の強化、臨床判断能力の基盤の強化) を踏まえた教育、95 年におよぶ三育看護教育の体系化などについて検討し、令和 2(2020)年度より看護学部では新カリキュラムを編成した。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと同時に検討され、ディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム・ポリシーが策定された。令和 2 (2020)年度以降のカリキュラム・ポリシーは、令和元 (2019)年度教務委員会および教授会で検討を行い、教授会の決議を経て学長が決定し、運用している。カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブックおよび履修要項、大学ホームページに提示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

【看護学部】カリキュラム・ポリシー（再掲）

三育学院大学看護学部の教育理念、教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下のようにカリキュラムを編成する。

1. 「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」の 3 科目群からカリキュラムを構築する。
2. 初年次は<看護の基盤を築く>、2 年次は<専門知識を身につける>、3 年次は<知識と実践をつなげる>、4 年次は<看護を深化させる>ことを目標に段階的に科目を配置する。
3. 人間の尊厳を尊重し、擁護する倫理観を育成するため、キリスト教科目を各学年に配置する。
4. 本学の看護の中心的概念である「全人的看護」を理解し、実践する能力を育成するための講義・演習・実習科目を配置する。
5. 対象のスピリチュアルな側面を理解し、寄り添う看護が実践できる科目を配置する。
6. 地域で暮らす人々の文化・生活状況を理解し、支援する能力を育成する科目を初年次より配置する。
7. 多様な文化・価値観を理解し、世界で健康支援ができる能力を育成する語学・国際看護科目を配置する。

（教育方法）

1. 主体的に学ぶ力を身につけるために、アクティブラーニングの学修方法を取り入れる。
2. 見識を広め、学びを深めるために、少人数を活かしたグループワーク、ディベートなどを取り入れる。
3. 知識と実践をつなぐために、シミュレーション教育やロールプレイ、事例を使った演習などを取り入れる。
4. 初年次教育では、大学生としての学修方法や学修習慣を身につけるために、学修センターの活用を推奨する。
5. 全学年を通して、オフィスアワーを活用した学修の振り返りをする機会を提供する。

（学修成果の評価）

1. 科目目的・目標に到達しているか、定期試験・レポート・実習評価等から学修成果を評価する。
2. 科目ごとに授業評価アンケートを行い、授業改善、学修支援に役立てる。

大学院看護学研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを到達するために定められ、大学院履修要項、大学ホームページに掲載され、オリエンテーションで学生に周知している。

【大学院看護学研究科】カリキュラム・ポリシー（再掲）

本研究科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の方針でカリキュラムを編成する。

1. 看護実践・教育・研究にホリスティック・ナーシングの視点を備えた人材を育成するために、共通科目に「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」、専門科目に「スピリチュアルケア」を置く。
2. 専攻する看護学の専門性や看護教育能力を高める理論・概念・最新の知見等の基礎的及び高度の知識を修得するために、共通科目及び専門科目に講義として「特論」科目を置く。
3. 多職種との連携協働に関する基礎知識の学修と多元的にその必要性を理解するために、共通科目の「保健医療福祉連携特論」を基盤に、「看護教育学特論」「看護技術特論」、また「成育看護学特論」「成人看護学特論」「高齢者看護学特論」「地域看護学特論」科目の学修を通して対象に適した連携協働の在り方や可能性を探求する。
4. 「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」を置き、「特論」などの講義科目で学修した知識を活用応用レベルまで深化し、課題解決に取り組む能力を育成する。
5. 研究の基礎的知識「看護研究方法論Ⅰ（総論）」と「看護研究方法論Ⅱ（量的研究・質的研究）」、研究論文クリティークのために「実践看護学演習Ⅱ（文献講読）」、研究の一連のプロセスを踏む「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」の科目を置き、研究能力を育成する。
6. 修了後のキャリア・デザインに基づき、各自の専門性に沿って引き続き探究し、社会に貢献することを可能にするために、実践看護学研究分野1つに統合し、7つの特論科目群を配置する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

1)学部のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

看護学部の教育理念は、キリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。この理念のもと、神をすべての価値の源として真理を探求し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。カリキュラム・ポリシーは、その教育理念を基にした7つのディプロマ・ポリシーを達成するために策定されている。

- ①「人間の尊厳を尊重し擁護する能力」を育成する【ディプロマ・ポリシー1】のために、キリスト教科目を各学年に配置している。
- ②「科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力」を育成する【ディプロマ・ポリシー2】のために、本学の看護の中心的概念である「全人的看護」を理解し、実践する能力を育成するための講義・演習・実習科目を配置する。特に、対象のスピリチュアルな側面を理解し、寄り添う看護が実践できる科目を配置している。
- ③「看護専門職者としての倫理的態度」を育成する【ディプロマ・ポリシー3】のために、看護専門職者に必要とされる誠実な態度について、授業や実習で丁寧に指導し、強調している。
- ④「看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における多職種と連携協働できる能力」を育成する【ディプロマ・ポリシー4】のために、特に多職種との連携協働について実習目標などに明示し理解を深める実習を展開している。
- ⑤「異文化を理解し国際看護に貢献できる能力」を育成する【ディプロマ・ポリシー5】のために、地域で暮らす人々の文化・生活状況を理解し、支援する能力を育成する科目を1年生より配置し、多様な文化・価値観を理解し、世界で健康支援ができる能力を育成する語学・国際看護科目を配置している。
- ⑥「自己の健康を管理する能力」の達成に関する【ディプロマ・ポリシー6】のために、対

象者の健康教育に関する科目の設置や、寮生活における規則的な健康習慣への指導、学食の提供から自立した食事管理に移行する場面で食育のプログラムなどを学生に提供している。

- ⑦「生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力」を育成する【ディプロマ・ポリシー7】については、看護の専門教育科目の特に看護学実習で学修するが、看護を専門職として意識し、各領域での看護の学びを統合するための科目を4年生に設置している。

各科目のシラバスにおいて、その科目とディプロマ・ポリシーとの関連を示し、関連性を理解した上で履修できるようにしている。

2)大学院のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本研究科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の方針でカリキュラムを編成する。

- ① 看護実践・教育・研究にホリスティック・ナーシングの視点を備えた人材を育成する【ディプロマ・ポリシー1】のために、共通科目に「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」、専門科目に「スピリチュアルケア」を置く。
- ② 専攻する看護学の専門性や看護教育能力を高める理論・概念・最新の知見等の基礎的及び高度の知識を修得する【ディプロマ・ポリシー4・5】のために、共通科目及び専門科目に講義として「特論」科目を置く。
- ③ 多職種との連携協働に関する基礎知識の学修と多面的にその必要性を理解する【ディプロマ・ポリシー2】のために、共通科目の「保健医療福祉連携特論」を基盤に、「看護教育学特論」「看護技術特論」、また「成育看護学特論」「成人看護学特論」「高齢者看護学特論」「地域看護学特論」科目の学修を通して対象に適した連携協働の在り方や可能性を探求する。
- ④ 「特論」などの講義科目で学修した知識を活用応用レベルまで深化し、課題解決に取り組む能力を育成する【ディプロマ・ポリシー3】のため、「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」を置く。
- ⑤ 研究能力を育成する【ディプロマ・ポリシー3・4】のために、看護研究の基礎的知識を習得するための「看護研究方法論Ⅰ（総論）」と「看護研究方法論Ⅱ（量的研究・質的研究）」、研究論文クリティークのための「実践看護学演習Ⅱ（文献講読）」、研究の一連のプロセスを踏む「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」の科目を置く。
- ⑥ 修了後のキャリア・デザインに基づき、各自の専門性に沿って引き続き探究し、社会に貢献することを可能にする【ディプロマ・ポリシー5】ために、実践看護学研究分野1つに統合し、7つの特論科目群を配置する。

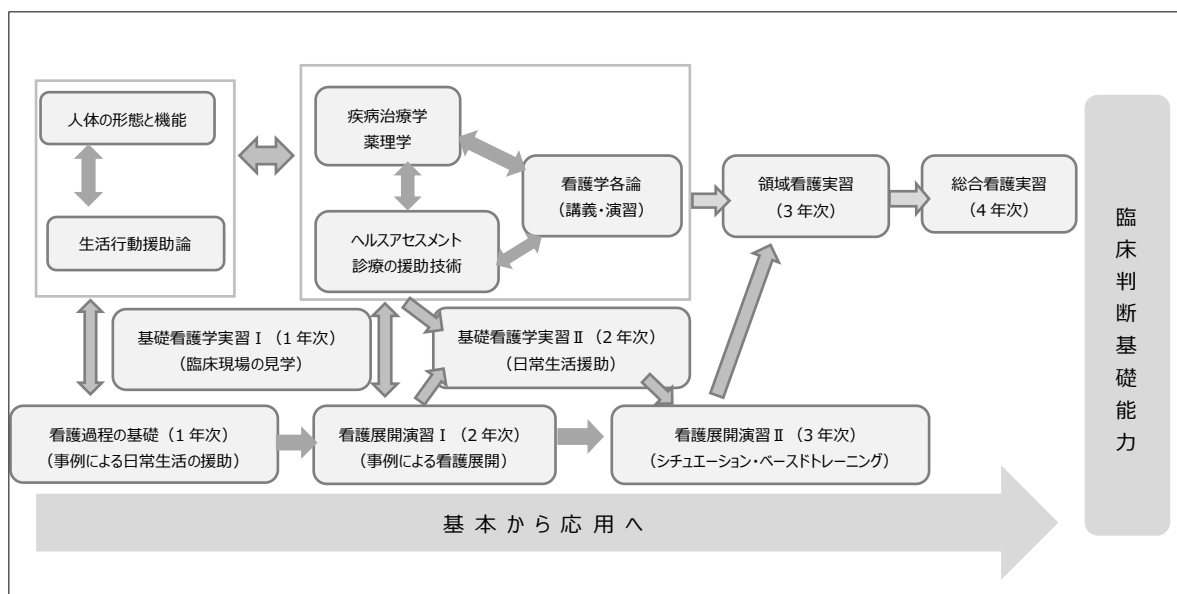
3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 学部のカリキュラム・ポリシーと教育課程

学部のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。令和2(2020)年度に開始した現行カリキュラムでは、現在の日本の少子高齢化や、社会的ニーズをふま

えて、「基礎看護学」「地域看護学」「公衆衛生看護学（保健師課程）」「成人・老年看護学」「小児看護学」「女性看護学」「精神看護学」「国際看護」「看護の発展科目」と領域を分類し科目を整理した。また、学修進度を設定するにあたり、臨床判断の基礎的能力の修得を重視したカリキュラム編成にしている。講義・演習・実習の有機的関連と組み合わせによるカリキュラムとし（図3-2-1）、カリキュラム・ポリシーに基づき「教養教育科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の3区分に科目が配置され、さらに「看護の基盤を築く」「専門知識を身につける」「知識と実践をつなげる」「看護を深化させる」ことを目標に段階的に科目を配置し、履修要項に記載することで学生の理解を促している。

図3-2-1 講義・演習・実習の有機的関連と組み合わせによるカリキュラム（学部）



令和2(2020)年度以降カリキュラムから科目ナンバリングを設置し、履修要項で学問分類・学修進度の分類や、学修の段階や順序等を示した。また、学年初めの履修登録説明会で、学生に学修順序の周知を図っている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「3つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」を教務委員会で見直し、FD研修会で全教員が共有した。また、「3つのポリシー点検シート」に基づき、履修要項のシラバスにおいて各科目に紐づいているDPを明示している。

また、三育学院大学の教育の土台であるキリスト教に関する科目を各学年に配置している。加えて、人間としての成長を目的に実施されている宗教教育・労作教育・寮教育は本学の特徴であるが、これらのことについて、受験生を対象にしたオープンキャンパスや大学パンフレット、入学時のオリエンテーションやホームページで周知している。

2) 大学院のカリキュラム・ポリシーと教育課程

大学院看護学研究科のカリキュラムは、＜共通科目＞＜専門科目＞＜研究科目＞の3つの区分で構成されており、カリキュラム・ポリシーに沿って3科目群19科目が設置されている。令和5(2023)年度は研究科開設4年目であり、令和4(2022)年度にカリキュラム改正

を行い、令和 5(2023)年度の新 1 年生より新カリキュラムの対象となった。主な改正点として、旧「キリスト教人間学」を新「キリスト教人間学Ⅰ」とし 1 年後期に「キリスト教人間学Ⅱ」の新設、専門科目の選択には他の専攻科目の履修を課さず、修了要件 30 単位内に演習を調整するなど、本学の設置の背景を反映しかつ院生には過度の負担なく修了できるような意図で、新カリキュラムを開始した。新設の「キリスト教人間学Ⅱ」は後期Ⅴ限目のため、Ⅵ限「保健医療福祉連携特論」の共通科目 2 コマ続きで遅い時間帯となったが、大学院生から負担になったとの声はなく、また専門科目の履修においても、専攻する特論・演習に効率よく時間を活用することができ、新カリキュラムはスムーズに実施できた。

3-2-④ 教養教育の実施

学部の教養教育は、聖書からの学びを土台にし、人間として、看護職者としての礎を築くことに寄与するものである。人生の身近な問題を考え、語り合い、キリスト教を土台とした幅広い人間観を学び、他者への思いやりと奉仕する精神を培うための科目群「アドベントの信仰と生活」、看護の対象となる人々をより広く理解するために、人間やその行動を科学的かつ全人的に捉える方法の基礎を学ぶ科目群「人間の理解」、日本の歴史や文化・社会・経済を学ぶだけでなく、外国の歴史や文化・社会を学び、異文化に身を置くことによりグローバルに物事を考える姿勢を身につけるための科目群「文化・社会の理解」、適切に情報を収集し、その情報をもとに物事を論理的に考え、分析し、相手に伝える技術を学ぶ科目群「情報科学」、看護と関連がある自然界の諸現象を学問的な理解ならびに自然環境を大切に作る姿勢を身につけるための科目群「基礎科学」、グローバルな健康支援の基礎となるコミュニケーション能力を身につけるための科目群「語学の修得」の 6 つの区分から構成されている。

これらを体系的に学修することで、社会人としての教養を高め、看護職者として深く人間を理解し洞察する資質の育成をしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部の講義科目では定員 50 名という人数を活かし、グループディスカッションや学生が調べ発表をするアクティブラーニングなど、学生が主体的に学修に取り組む授業を多くの科目で実施している。語学の修得や情報処理操作などを伴う科目はクラスを 2 つに分け、少人数で授業を展開し、学修効果を高めるための対応をしている。看護技術の習得のための学修では、少人数のグループによる演習の他に、いつでもどこからでも確認することができる e-ラーニングを導入するとともに、新年度のオリエンテーションで e-ラーニングの方法について ICT 委員会による説明があり、学生がいつでも活用できるように対応をしている。

また効果的に看護学の学修を積み上げていけるよう、例えば基礎看護学領域と成人・老年看護学領域での看護過程の展開の学修について教員同士で情報を交換し、領域を超えた協力関係の構築を図っている。最新の医療現場の現状やトピックに触れる機会を持つため、臨床教授を招き、講義・演習を実施する工夫も行っている。3 年生前期には、机上の学習から実習での学修へスムーズに移行できるように演習科目「看護展開演習Ⅱ」を設置し、

シチュエーション・ベースド・トレーニングを行っている。この科目では、領域別看護実習において必要な看護過程の展開とそれに関わる技術のスキルアップを、事例とシミュレーションを通して模擬体験し、看護実践能力を高め、臨床現場における看護展開を意識させる工夫を行い、3年生の臨地実習における緊張の緩和を図っている。

主な実習施設の指導者と「実習指導者連絡会議」を毎年2回実施し、実習前には実習指導方法などの確認、実習後には実習総括を共有し、実習指導者と教員が同じ認識のもと学生指導ができるよう体制の整備をしている。また毎月1回「実習指導者サポート委員会」を実習施設と大学との共同委員会として開催し、直接実習指導に関わる病棟の主任レベルの教育担当者と実習指導教員が、学生指導に関する情報交換や課題の検討の機会としている。その他の実習施設には、実習担当教員が実習要項を持参し、臨床指導者による実習内容・指導方法の確認をしている。このように、すべての実習施設が本学と同じ認識のもと実習指導ができるように取り組んでいる。

【資料】

- ・三育学院大学シラバス（三育学院大学ポータルシステムの活用）
- ・2017年度第14回教授会議事録・資料
- ・2020年度第1回教授会議事録
- ・2024年度学生ハンドブック（pp.7-8）看護学部の3つのポリシー
- ・2024年度三育学院大学履修要項（pp.2-3）看護学部の3つのポリシー
- ・2024年度三育学院大学履修要項（p.4-7）カリキュラムの構成
- ・2024年度三育学院大学履修要項（p.8）科目ナンバリング
- ・三育学院大学ホームページ（学生生活：<https://www.saniku.ac.jp/life/>）
- ・2024年度東京衛生アドベンチスト病院実習指導者連絡会次第
- ・2024年度実習指導サポート委員会年間スケジュール
- ・3つのポリシー点検シート：三育学院大学カリキュラムマップ
- ・2024年度大学院履修要項

3-2 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部ではディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーの策定と、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程（カリキュラム）が策定されており、「3つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」に示された内容は、オリエンテーションを含む様々な機会を通して学生に周知をしている。今後も、学修者に合わせた教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために、FD研修などを活用していく。

大学院では、令和4(2022)年度のカリキュラム改正後スムーズに導入・実施できており、引き続き新カリキュラムに沿って院生の学びが深まるよう、教育環境を整備していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

(2) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(3) 3-3の自己判定の理由（改善状況及び自己評価）

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法として、アセスメントポリシー・チェックリストを作成し、活用している。

1) アドミッション・ポリシー達成度

本学は、キリスト教を土台とした教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指している。本学が求める学生像は、看護学を学ぶために必要な基礎学力と思考力、対人関係に必要なコミュニケーション能力、直面する課題を解決しようとする意思と能力、看護学への関心や学習意欲を備えた人物である。1年次のアドバイザー教員による入学後の個人面談を通して、入学前の情報を適切に入手でき、入学後の学生生活に適應できているかを把握し、教授会を通して共有し、入試広報活動に還元している。また、1年次の基礎学力確認テスト、社会人基礎力（ジェネリックスキル）の測定結果により、基礎学力、コミュニケーション能力、問題解決能力等を把握し、学生が学修目標を達成できるように努めている。

2) カリキュラム・ポリシー達成度

学期ごとの成績評価（GPA：Grade Point Average）（以下 GPA）、授業評価アンケート等により、学生の授業の理解度を評価することを通して学修成果を確認している。また、その結果を反映する休学、退学率といった学生の動静状況も評価指標としている。さらに、社会人基礎力については、入学時から継続して各学年において測定し、その成果を学年アドバイザーが学生とともに確認することを通して、学修活動や就職活動に生かしている【資料 3-3-5】。加えて、カリキュラムの適正な運用については、新年度開始前のシラバス・チェックをはじめとして、学期ごとの三ポリシーの整合性の点検、年度末の専門性・ディプロマ・ポリシー到達度評価により判断している。これらの学修状況の把握とともに、学生生活・学修生活実態調査を実施し、学生の満足度を確認し、寮生活や学修環境の調整を図っている。

3) ディプロマ・ポリシー達成度

学位授与率、就職/進学率、国家試験合格率、取得単位数、卒業時 GPA、卒業時アンケートにより評価している。また、卒業時には、社会人基礎力を再評価し、その成長度を確認している。さらに、卒業後の就職先へのヒアリングを行い、その結果に基づき卒業生のディプロマ・ポリシー到達度評価を行うとともに、これらの評価結果をもとに、入試制度の見直しに生かすための入試制度別成績も確認している。

具体的には、学生一人ひとりの学修成果は、各学年末の専門性・ディプロマ・ポリシー

到達度評価により判断することに加え、その評価を学生自身が確認することができるように学修成果可視化システム（アセスメンター）（以下アセスメンター）を導入している。学修者は、カリキュラムを通して何を学び身に付けることができるのかを「三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」により確認し、アセスメンターを通して成績評価と自己評価結果を客観視し、総合的な目標達成状況の確認、改善を行っている。

教職員は、ファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）及びスタッフ・ディベロップメント（以下 SD）研修・教育研修（年 3 回実施）を通して、学生の学修成果及びディプロマ・ポリシー到達度を確認・検討することにより、三ポリシーの整合性、課題、今後の改善策を共有し、教育活動の改善、向上に努めている。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述したアセスメンターは、大学内のポータルサイトを活用して運用しており、学生と教員がその内容を共有して確認することができる。アセスメンターは、修得単位、GPA、成績達成度、目標に対する自己評価、授業評価等により構成されており、学期ごとの学修目標と振り返りが入力でき、学生自身が自己を客観視し、自律的に目標達成を目指すことを支援するシステムである。この結果を活用して、アドバイザー教員・学年担当教員、授業科目担当教員は、学生一人ひとりの学修到達度を確認している。特にアドバイザー教員は、学生の学修目標達成度をこのシステムを用いて把握し、学期ごと及び必要時に行う面接の際にこの情報を活用できるとともに、学生と情報共有しながら、課題の確認、改善点の提示、次なる目標設定を進め、学生の学修に関する PDCA サイクルを確立している。また、面接を行った教員は、当該学生へのフィードバックとして、今後の学修に関するコメント（アドバイス等）を登録し、共有できるシステムとなっている。

授業科目担当教員は、自身が担当している科目の受講学生の目標到達度をアセスメンターを用いて把握できる。また、授業評価アンケートの結果を確認し、次の授業改善に役立っている【資料 3-3-3】。その内容は、シラバスに反映し、教員相互によるシラバス・チェック体制により、改善点及びディプロマ・ポリシーとの関連性を点検し、評価結果のフィードバックを行っている【資料 3-3-11】。

【資料】

- ・アセスメントポリシー・チェックリスト
- ・学修委員会,三育学院大学年報 2024 年度, pp.55-56
- ・2024 年度 三育学院大学 授業評価アンケート集計結果
- ・休学・退学率 FactBook 2024
- ・学生の社会人基礎力（ジェネリックスキル）測定結果
- ・三育学院大学 2025 年度 学生生活調査
- ・2024 年度卒業時アンケート集計結果
- ・入試広報委員会,三育学院大学年報 2024 年度, pp.16-21
- ・三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）
- ・2024 年度 FD・SD 研修ポスター

- ・三育学院大学シラバス入力内容確認依頼書

3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学部学生の卒業時のディプロマ・ポリシーの達成状況については、調査結果を全学に報告し、改善計画の検討の機会を持ち、1～3年生の経時的なディプロマ・ポリシー到達度について令和6(2024)年度から調査と分析を開始している。「学生による授業評価アンケート」に関しては、回収率を上げるための工夫を検討する。また、新たな教学マネジメントのための学修成果可視化システムの運用を開始することで、学生自身が学期ごとに学習の振り返りと次の学期の目標を立案する時間を持ち、達成度と課題を認識する機会としている。これにより、さらなる学修者本位の教育体制推進が期待されるとともに、アドバイザーや教員が、学習指導に活用できるようになっている。3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、教職員全体が教育共同体としての目標意識を持つために、今後もFD・SD合同研修等を企画し、特にアドミッション・ポリシーについては、社会状況をふまえ本学が求める学生募集活動につながるように評価・検討の機会を持つ。

【基準3の自己評価】

内部質保証委員会の策定したアセスメント・ポリシーおよびチェックリストに基づき、各部署がディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、単位取得状況、資格取得状況、GPA取得状況を確認し、「授業評価アンケート」「カリキュラム評価に関するアンケート」「学生の意識調査」等を実施し、情報収集を行っている。このように、大学として学修効果の点検・評価の体制を整え実施している。

収集された情報は、教授会またはFD研修会で全学に共有され、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の組織的な分析・改善が行われている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、「学校法人三育学院寄附行為」第2章目的第3条に定められているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」教育研究機関である。この目的を実現するために、理事会のもとに運営委員会、さらに教授会が置かれ、教育と研究に係る委員会が教授会のもとに組織されている。

学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項として、学部においては「三育学院大学看護学部教授会規程」第2条に審議事項として、学長が次に掲げる事項を決定するに当たり意見を述べるものとし、(1)学生の入学、退学、休学、復学、転学、編入学、再入学、卒業及び課程の修了と学生の身分取扱いに関する事項、(2)学位の授与に関する事項、(3)教育課程の編成に関する事項、(4)学生の諸活動及び生活に関する事項、(5)学生の賞罰に関する事項、(6)その他、学長の諮問する教育研究に関する事項を定めており、大学院においては「三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程」第3条に審議事項として、学長が次に掲げる事項の決定を行なうに当たり意見を述べるものとし、(1)研究科の教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項、(2)教学委員会から報告された事項、(3)研究科に関する事項、(4)その他学長が必要と認める事項を定めている。学長は自身が定めた上記の審議事項の決定に当たり意見を述べるとともに、教授会で審議された内容は、会議毎に承認し、議事録に「学長承認事項」として議事録に記録されている。

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮については、「職務分掌規程」第4条に「学長は、学校法人理事会の指導の下、理事長の支持に基づき学院を代表し、その運営責任を負い職務を遂行する」と定めている。また令和5(2023)年度には、「教授会規程」第2条に定める審議事項の改定を行い、教授会の審議事項および学長のリーダーシップを明確にしている。

また、三育学院大学学則第 70 条に規定する学生の懲戒に関する事項についての三育学院大学懲戒規程において、学生の懲戒等の手続きについて学長が適切に定めていることを明記した規程に改正した。懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、学部長は、懲戒委員会を設置し、慎重かつ速やかに当該事案に係る事実関係の調査及び審議を行い、調査結果を教授会の審議に付す。懲戒の可否にかかわらず見解を明示し、学長に文書

で報告し、学長の承認を得ることを定めており、学長の適切な判断が発揮される。規程の改廃は学部教授会の審議を経て、学長が決定することを定めている。この規程は、令和 5（2023）年 4 月 1 日より施行されている。

【資料】

- ・ 学校法人三育学院 寄附行為
- ・ 看護学部教授会規程
- ・ 大学院看護学研究科教授会規程
- ・ 理事会規程
- ・ 運営委員会規程
- ・ 大学運営組織図
- ・ 懲戒規程
- ・ 三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）認可書

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である運営委員会において審議・決定されている。運営委員会は学長が議長となり、構成員として学部長・教務委員長・学生委員長・宗教教育委員長・事務長のほか、学長が必要と認めた者を加え、主な役職者により構成されていることにより、学内の意思決定が一元化することが図られている。議事は学則や規程等により、学生確保、教学関連事項、学則の改正、財務・経営などが審議されている。これらの運営方針を各委員会に周知徹底するために、教授会において、学部長が議長として運営方針を説明し、必要に応じ具体的な方策を策定するよう各委員長に指示する。このように、学長は大学全体の運営方針を示し、それらの実現については、学部長や事務長に権限を分散する体制をとり、さらには各委員長にも実現化するよう権限を分散させ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮している。

【資料】

- ・ 三育学院大学運営委員会規程
- ・ 三育学院大学看護学部教授会規程
- ・ 三育学院大学運営組織図
- ・ 三育学院大学懲戒規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は大多喜キャンパスと東京校舎の 2 拠点で教育を行っているため、両拠点に教務担当職員を配置し、学生及び教員の対応にあたっている。責任者は学部長が主拠点としている東京校舎に配置し、1 ヶ月に 1～2 日は大多喜キャンパスにて確認、打ち合わせ等を行っている。教務システムはクラウドシステムを導入し、大多喜と東京のどちらでも同じ作業ができるようにしているほか、シラバスや成績の登録は教員、履修登録は学生が直接行った後、学部長や職員によりチェックする体制として、職員の入力作業負担や単純ミスの発生を軽減している。また、その他の教員の事務作業支援のため、大多喜キャンパスに学部

専属の職員（非常勤）を配置して、教員支援を行っている。

4-1 の改善・向上（将来計画）

「職務分掌規程」において学長のリーダーシップを明確にしているが、令和2（2020）年度に実施された高等教育評価機構による評価で指摘を受けた「その他学長が必要と認める事項」については具体的事項を学長が定め、教授会規程ならび研究科教授会規程については令和5(2023)年度に改定を行った。また同様に指摘を受けた学生の懲戒規程についても、新規に学生の懲戒規程を定めた。

令和 4(2022)年度の組織改編では、教学マネジメント機能を構築するため委員会規程の改正を実施している。また様々な規程との整合性を図るべく、学長室にて点検を実施しつつ、継続して改定作業を進めている。

内部質保証についての全学理解促進に向けては、全学集会を開催し危機感を共有した。次年度以降についても、外部講師による具体的改善項目の講習等を実現していく計画である。今後年2回程度、全学での教職員合同セミナーを対面にて実施していく予定である。また理念教育を管理職中心に系列の異業種交流会等を開催していく事を企画している。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-1① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の全体構成

令和 6 (2024) 5 月 1 日現在の本学専任教員数は 29 人、内訳は教授（学長含む）12 人、准教授 5 人、講師 6 人、助教 4 人、助手 2 人であり、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた看護師学校としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している（表 4-2-1）。

令和 6(2024)5 月 1 日現在の大学院教員数は、14 人、大学院設置基準としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している。大学院専任教員 14 人の職位別内訳は、教授が 9 人、准教授が 5 人である（表 4-2-2）。

大学院と学部教育の兼務では、大学院専任教員 14 人中 12 人が学部教育を兼務しており、大学院専任特任教員は 2 人で、2 人とも研究指導教員である。

表 4-2-1 【学部】専任教員の職位・領域別配置（令和 6 年 5 月）

領域		教授	准教授	講師	助教	助手	計（人・%）
教養教育科目		2		2			4 13.8
専門基礎教育科目		1					1 3.4
専門教育科目	基礎看護学	1	1	2			4 13.8
	地域・公衆衛生看護学	2			1		3 10.3
	地域・在宅看護学	1			1	1	3 10.3
	成人・老年看護学	4	1	2		1	8 27.6
	小児看護学	1	1		1		3 10.3
	女性看護学		1		1		2 6.9
	精神看護学		1				1 3.4
計（人）		12	5	6	4	2	29
%		41.4	17.2	20.7	13.8	6.9	100.0

大学院設置認可当初、設置審から「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施する」との指摘を受けたが、学部と大学院兼任の若手教員確保の本学の方針に従い、学内教員も含め大学院も担当できる教員を採用予定である。

表 4-2-2 【大学院】専任教員の職位・専門領域別配置（令和 6 年 5 月）

専門領域		教授	准教授	計：人数 / %	
共通科目		2		2	14.3
専門科目		—	—	—	—
看護学分野 普遍実践	スピリチュアルケア		1	2	7.1
	看護教育学	1		1	7.1
	看護技術論	1		2	7.1
看護学分野 特定実践	成育看護学	1	2	3	18.7
	成人看護学	1	1	2	12.5
	高齢者看護学	2		2	12.5
	地域看護学	1	1	2	12.5
合計：人数		9	5	16	
合計：%		68.7	31.3		100.0

注：学部との兼任および特任(専任)を含む

2) 教員の採用・昇任等

本学の教員採用・昇任などについては、大学設置基準第 4 章「教員の資格」および大学院設置基準第 3 章第 9 条「修士課程の教員資格」に準じて「三育学院大学教員資格審査基準」を改正し、あわせて「三育学院大学教員人事審議会規程」「三育学院大学教員資格審査内規」とも整合性を図り、これらの規程の改正も行った。

助教以上の採用については、本学の教職員の人脈に加え、JREC-IN-Portal などを活用して広く公募し候補者を募る。昇任については、各年度末に、全教員について教授、学部長、学長で検討し、昇任の要件を満たす候補者がいるとき、当該教員に業績の作成・提出し、応募するよう働きかける。申請があった場合には、規程に則り昇任の審査に入る。

3) 教員の年齢構成

令和 6(2023)5 月 1 日現在の本学教員の年齢構成は、専任教員 31 名中 30～39 歳 2 人(6.5%)、40～49 歳 8 人(25.8%)、50～59 歳 10 人(32.3%)、60～65 歳 3 人(9.6%)、66 歳以上 8 人(25.8%)で若手教員がやや少ないが、全般的に各年齢層の教員がバランスよく在籍しているため、教育研究活動において経験豊富な専門性を備えた教員で充実した教育活動が展開されている。しかし大学院専任教員も含めると 66 歳以上の教員が約 26%を占めていることから、教員の新規採用については全教員の年齢構成を考慮し、可能な限り若手の教員を確保するよう配慮している(表 4-2-3)。

4) 2 校地(大多喜キャンパスと東京校舎)における教員の配置

本学の校地は、千葉県大多喜町の大多喜キャンパスと系列病院の敷地内にある東京校舎の 2 校地に分かれている。大多喜キャンパスでは 1 年生から 2 年生前期にかけて教養教育科目、専門基礎教育科目と基礎看護学などの一部の専門教育科目の学修が行われており、専任教員が 11 人(37.9%)を配置している(表 4-2-4)。また、東京校舎では、2 年後期から 4 年前期まで主に看護学関連の科目及び看護学実習科目、発展科目の学修が行われており、専任教員は 18 人(62.1%)。授業の一部は教員の両校地間の移動を要するが、両校地における教員の配置は適切である。

二校地にまたがる会議については Zoom によるリモートにより実施し、効率化を図りつつ意思の疎通を図っている。

表 4-2-3 【学部・大学院】専任教員の年齢構成(令和 6 年 5 月)

職位	66 歳以上	60～65 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	合計 (%)
教授	8(2) ^註	2	4			14 (45.2%)
准教授		1	3	1		5 (16.1%)
講師			1	4	1	6 (19.4%)
助教			2	1	1	4 (12.9%)
助手				2		2 (6.5%)
合計	8 25.8%	3 9.6%	10 32.3%	8 25.8%	2 6.5%	31 100.0%

注) 8(2)^註 : 8 人のうちの 2 人は大学院専任教員(特任)

表 4-2-4 【学部】専任教員の 2 校地別の配置(令和 6 年 5 月)

領域	大多喜キャンパス					東京校舎					合計	
	教授	准教授	講師	助教	助手	教授	准教授	講師	助教	助手		
教養教育科目	1		2			1					4 (13.8%)	
専門基礎教育科目	1										1 (3.4%)	
専門教育科目	基礎		1	2			1				4 (13.8%)	
	地域・公衆衛生	2			1						3 (10.3%)	
	地域・在宅						1		1	1	3 (10.3%)	
	成人・老年						4	1	2		1	8 (27.6%)
	小児						1	1		1		3 (10.3%)
	女性							1		1		2 (6.9%)
精神			1								1 (3.4%)	
合計(人)	4	2	4	1	0	8	3	2	3	2	29	
(%)	11 (37.9%)					18 (62.1%)					100%	

【資料】

- ・教員人事審議会規程
- ・教員資格審査基準
- ・教員資格審査内規

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学の理念及び目的を達成するために、教育内容及び教育方法の改善や工夫教員の資質向上につながるよう、「ファカルティ・デベロップメント(FD)委員会規程」に基づき年5回のFD研修を企画運営している。令和5(2023)年度の実績は下表の通りである。特に、令和5(2023)年度は教員を対象にした教育プログラムを3回、研究プログラムを2回の計5回の研修プログラムを開催した。

1) 教育関連プログラム研修

教育の質向上に向け、今後さらに取り組むべき課題や計画・改善点を明確できるよう、年3回の教育研修を実施した(表4-2-1)。

第1回目の教育研修はスタッフ・デベロップメント(SD)委員会と合同で開催し、認証評価に向けた取り組みの現状と今後に向けた計画の共有のため、内部質保証として全学で取り組むべき課題を明確にした。研修は、内部質保証委員長による自己点検評価書の説明、外部講師による認証評価で求められている教育の質保証に向けた学習成果の可視化の必要性やその方法の説明があり、それらを再確認した。カリキュラム全体の学習成果可視化のために必要となるディプロマ・ポリシー(以下DP)ルーブリックの下位項目の作成・検証作業、カリキュラムマップの検証をグループワークで実施した。

第2回目の教育研修は、教務委員長による第1回目の教育研修で検証したDPルーブリックについて精査した内容の説明やDPルーブリック卒業時到達目標の検証を行った。SDと合同プログラムとして、内部質保証委員長から今後のアセスメントポリシープランの説明がなされ、各委員会が提出すべきデータの内容を確認した。

表4-2-1 FD教育研修会 内部質保証に関連する研修(令和5年度)

研修	日程	内容	参加者
教育研修1	2023年8月23日	FD・SD合同教育研修会：外部講師による講義「なぜ学修成果を可視化しなければならないのか」グループワーク「DPルーブリックの検証、カリキュラムマップの検証」	24名
教育研修2	2023年12月25日	FD・SD合同教育研修会：教務委員長よりDPルーブリックの精査した内容の説明グループワーク「DPルーブリックの検証」	26名
教育研修3	2024年3月26日	FD教育研修会：外部講師による講義「教育の質改善を目指した検討・認証評価に向けた取り組みー卒業時到達目標アンケートの結果の検証・新システム導入に向けてー」グループワーク「卒業時到達目標学生アンケートの実施と結果説明を受けて」	25名

第3回目の教育研修は、教務委員長より卒業時到達目標（コンピテンシー）の学生アンケート結果の説明と学年ごとの学習計画と振り返りについての説明が行われた。その後領域ごとに卒業時のアンケート結果の検証と改善案、さらに学部における学年の各期の目標の検討の話し合いを行った。外部講師と内部質保証委員長により、学習成果の可視化に向けた取り組みである新システムについての使用法などの説明を行った。

今後も教育の質改善に向けた具体的な取り組みが実現できるよう、内部質保証委員会や教務委員会と協力し、学生・授業・カリキュラムが自己点検サイクルを回していくための仕組みづくりを、FD教育研修として必要な内容を検討していくことが必要である。

2) 研究関連プログラム

①研究報告

学内教員の研究報告を行い新たな教育的示唆を得るため年2回の研究研修会を実施した(表4-2-2)。

②倫理研修

倫理研修は、授業等で学生が収集・管理する個人データの扱いに焦点を当て研修を、第2回FD研究研修会と同日(2023年8月1日)に実施した。

倫理研修において、各領域の授業、学生が収集する個人データの取り扱いについてのまとめを作成し、全体で情報共有し、本学の指導の現状について討議を行った。討議では、「学生が収集・管理する個人情報については、実習記録等は手書きを原則とすることが望ましい。個人情報ではない部分、病名、病態、薬の作用等(個人の特定に直接結びつかない記述の部分)の一般的な内容ではPC利用とし、さらに、必要のない情報は収集しないなどの工夫が必要ではないか」との意見がまとめられた。全領域で統一した個人データ取り扱いの認識ができたことは倫理研修の成果と考える。さらに、FD副委員長(研究担当)により、直近の個人情報保護の法律の改正状況の解説の説明なされた。

表4-2-2 FD研究研修会(研究懇話会・倫理研修)(令和5年度)

研修	日程	内容	参加者
研究研修1	2023年6月21日	研究懇話会：教員による研究報告	18名
研究研修2 倫理研修	2023年8月1日	研究懇話会：教員による研究報告 倫理研修：「個人情報保護法の改正と私立大学への多大な影響」解説	24名

【資料】

- ・ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- ・三育学院大学年報2024年度(No.7) FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会

4-2の改善・向上(将来計画)

教員の新規採用・昇任について、67歳以上の教員の定年退職に伴い、若手教員を計画的に育てることは重要な課題である。特に修士課程の新設により、この課題は一層喫緊な課題と考えており、若手教員に対する研究支援のための学内共同研究費制度を整備した。そ

れ以外にも科学研究費申請支援を行っているが、若手教員の大学院博士課程進学支援、研究推進委員会による若手教員の研究支援をさらに進めていく計画である。また、FD プログラムについて、教員から体系的な企画運営の要望が出され、来年度に向けその計画がなされている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学職員としての能力の向上とともに、社会人としての資質向上のため、学内および学外の研修等を通し、情報の共有、職務遂行上の連携を図りながら教育理念達成への取り組みを進めている。

表 4-3-1 職員全体研修（令和 5 年度）

日時	研修・内容	参加者
8月23日	・FD・SD合同研修会「認証評価へ向けた取り組み」	30名
12月25日	・FD・SD合同研修会「アセスメントポリシープランの進め方」	31名
3月25日	・FD・SD合同研修会「キャンパス・ハラスメント防止研修」	53名

表 4-3-2 職員個別研修（令和 5 年度）

日時	研修開催	内容	参加者
6月27日	千葉県夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）	令和5年度給食施設管理者・従事者講習会	2名
7月～8月	筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局	多様な学生支援スキル養成プログラム：基礎コース	1名
8月22日	一般社団法人日本看護学教育評価機構	特別講演「教学マネジメント：基礎と応用」 パネルディスカッション「受審準備と受審により生じた学内外の変化」	1名 (他教員4名)
8月23日	文化庁国語科	令和5年度国語問題協議会「日本語をどう書くか」（オンライン）	1名
8月28日	千葉県地域保健福祉課	夷隅都市栄養士会総会・研修会	2名
8月31日	グレープシティ株式会社	インボイス制度講習会	5名
9月22日	グレープシティ株式会社	インボイス制度等法改正に関わる会計ソフトの新機能説明会	1名
9月29日	千葉県私立大学短期大学協会	私立大学を取り巻く現状と課題について	4名
10月16日～11月6日	一般社団法人私学研修福祉会	大学経理部課長相当研修会	1名
10月17日	一般社団法人千葉県調理師会	千葉県調理師講習会	1名
10月20日	千葉県夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）	令和5年度地域における健康づくり推進講演会	2名
11月27日	学びと成長しくみデザイン研究所	学修成果の可視化の実質化と教学マネジメントの確立に向けて	5名

単なる事務処理能力の向上にとどまらず、学長や教員組織との連携のもと自己点検評価および内部質保証に関するテーマに重きをおき全体研修を実施している（表 4-3-1）。

その他、職員の資質向上のため職員にも研修費予算を設定し、各自の希望に応じた研修を受けられるようにしている（表 4-3-2）。さらに、資格取得や学位取得のための経済的支援や就業義務の一時的免除などを状況に応じて行い、資質の向上に努めている。

4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度以降、コロナ禍の産物としてオンライン開催による研修機会が増え、出張による研修に比べ職員が参加できる機会は却って増加した。令和 5（2023）年には新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことに伴い、対面による研修も徐々に再開したので、今後も職員の資質・能力の向上のため、学外における研修参加について支援し参加機会を設ける。また今年度は特に大学の優先課題である内部質保証活動推進を目的とした FD および SD 合同研修に重点をおいたが、今後も継続的に行うことを計画している。

【資料】

- ・ハラスメント防止研修資料
- ・職員研修費規程

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、大学教員がその使命である教育研究活動を十分に実施できるよう研究環境を整備してきた。教員研究室として、講師以上には原則として個室、その他の教員にはパーティションで分けた研究室(共同研究室)が与えられている。各教員には PC、机 1 台、書架、テーブル 1 式(講師以上)など基本的な備品が整備されており、研究活動の場として支障はない。

図書館の蔵書として、令和 2（2020）年度の大学院修士課程の設置に伴い、大学院の教育・研究に関する専門書が充実してきており、三育学院短期大学から受け継いできた、貴重な図書や雑誌類も継続しており、教育研究活動の支えとなっている。また、「医学中央雑誌 WEB」「メディカルオンライン」「EBSCO Host」「ナーシング・スキル」「看護師国家試験問題 WEB」と契約しており、学内およびリモートアクセスを利用することで閲覧が可能となっている。また、臨床との共同研究を進めやすくするため、臨床教授・臨床准教授や臨地実習施設の看護職者にも図書館の利用を開放している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては『三育学院大学研究倫理委員会規程』を定め、『三育学院大学研究倫理規程』に則り、倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、『三育学院大学研究倫理審査申請手順』に従い、研究倫理審査委員会で厳正に審査している。

また、公的研究費の管理・運営、及び不正使用に関しては『三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン』『三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン(要約版)』及び『三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン』を定め、厳正に運用している。これらの厳格な運用を図り、不正行為防止のための適切な知識取得のため、毎年、全ての教員を対象に研究倫理研修会をFD委員会と共同開催し、大学院研究科学生には必修科目の授業において講義するなど周知徹底を図っている。さらに、研究倫理申請に先んじて、研究者のコンプライアンス教育として日本学術振興会などによる「研究倫理 e-ラーニングコース」を利用した研究倫理に対する知識の充実化を図っており、「研究倫理 e-ラーニングコース」は最低4年内の受講の義務を内規に定めており、最新の研究倫理審査に関する情報を得ることができた。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

1) 教員の一般研究費

教員に対する主な研究活動支援費用は『三育学院大学教員研究費補助規程』に基づき、助手から教授まで職位に応じて、一般研究費として支給されている。この一般研究費は、基本研究費と加算研究費に区分されており、加算研究費に関しては、前年度の研究業績に対してポイントが付与され、加算基準点に達した場合に支給される。

ポイントシステムに関しては、令和3(2021)年度より『三育学院大学教員研究費補助規程』に関連づけて『研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン』として位置づけ実施しており、ポイント付与により加算研究費を獲得すれば、一般研究費支給額(基本研究費+加算研究費)は教授が30(20+10)万円、准教授が28(18+10)万円、講師が25(15+10)万円、助教が20(15+5)万円、助手が17(12+5)万円となる。令和6(2024)年度の加算獲得率(前年度の研究業績よりポイント獲得した教員/研究費加算受給の対象となる教員)は50%(10名獲得/20名中)であり、令和5年度の62%(13/21名)より減少、令和4年度の39%(9/23名)よりは増加した。しかしながら、ポイント加算算出対象期間の2年連続(2024年度業績合計と前年度繰越ポイントとも)0ポイントが今年度は7名おり、昨年度の2年連続ポイント0は5名であり、研究活動の停滞が広がってきている。特に長期に亘って研究活動の停止状態にあるのが古参の准教授・講師であり、大学全体の研究活動の活性化を図る上で重い課題となっている。このような状況を踏まえ、効果的なポイントシステムの検討が必要である。

なお、教員の研究費使途については助成規程に定められ、学会出張などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

2) 学内共同研究費

学内における研究活動、特に若手教員(講師以下)による研究活動を促進させる目的か

ら、『三育学院大学教員研究費補助規程』に基づき、専任教員が共同で行う研究に対し競争的資金として学内共同研究費を交付している(『三育学院大学学内共同研究費助成規程』)。審査は、教員の研究活動を推進する委員会管理『三育学院大学研究推進委員会規程』のもとで実施し、学長の責任において交付する。研究期間は原則1年とし、総額45万円を上限に交付し、使途は一般研究費に準じる。令和6(2024)年度は、応募が1件あり採択された。この応募者は助教で、同領域の准教授が共同研究者となった研究指導体制をとっており、本研究費助成の主旨を踏まえた体制で研究が進められている。本研究費助成には令和2(2020)年度の規程改正後、令和3(2021)年度を除いて毎年申請があり合計4名の講師・助教が申請し、このうち助教1名は休職により辞退したものの、今年度申請者を含む3名は研究を実施・終了し、学術学会で発表、本学の紀要に研究論文として投稿し掲載され、若手教員による研究活動の促進・支援を果たしている。また、研究指導を担う准教授・教授においても指導実績となっている。次年度においても、特に今年度入職した助教・助手を対象に本研究費助成について周知し、申請を奨励していく。

3) 学外研究費獲得支援

学外からの研究費を獲得するため、独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金(科研費)、及び一般財団法人日本私立看護系大学協会の若手研究者研究助成の対象に本学の教員がなるように、研究推進委員会の研究推進チームが研究推進支援室(研究費管理事務)と連携し、研究費獲得のための支援を実施しており、その具体的な支援内容は『2024年度三育学院大学年報』の研究推進委員会活動で報告している。令和6(2024)年度の科研費獲得状況については、研究代表者では新規1件と継続2件の計3件であり、現在、分担研究を含めて9件の外部資金による研究が遂行されている。研究代表者の継続2件は(コロナの影響があり継続延長)であり、このうち1件は今年度終了となる。大学院設置年度の2020年度は3件申請で3件とも採用であったが(それ以前は殆ど申請なし)、それ以降毎年1~2名の科研申請はあるが、その殆どが新規獲得には至っていない。唯一、今回の令和6(2024)年度申請にて1件が採用という状況であり、科研費の獲得に向けた支援体制の強化を図る必要がある。

これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費が配分される。直接経費は、研究課題の遂行に必要な直接経費であり、物品の購入費、旅費、人件費など幅広く認められており、間接経費は、研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金である。これらの研究費の適切な使用の監視とともに、研究者の研究環境の整備及び研究者への支援については、研究推進支援室(研究費管理事務)が研究推進委員会と連携協力し実施している。

【資料】

- ・ 三育学院深沢記念図書館ホームページ (<https://saniku-lib.opac.jp/opac/Top>)
- ・ 三育学院大学研究倫理規程
- ・ 三育学院大学研究倫理委員会規程
- ・ 三育学院大学研究倫理審査申請手順
- ・ 三育学院大学教員研究費補助規程

- ・三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン
- ・三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン
- ・三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン(要約版)
- ・研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン
- ・三育学院大学学内共同研究費助成規程
- ・三育学院大学研究推進委員会規程
- ・2024年度三育学院大学年報(No.7) 研究推進委員会

4-4 の改善・向上方策(将来計画)

大学院開設以降、教育研究活動を充実させ、学生の学修に還元できるような研究支援体制や環境整備を進めてきたが、一時期活性化が図られた時期もあったが、教員の研究活動の実績は乏しい状況が続いている。科研費の獲得においては、研究実績のある教員の就任によりその教員の申請により獲得できても獲得直後に退職となったケースが続き、古参の教員による申請が困難な状況もあって、外部資金獲得は難しい。教員の一般研究費において研究業績よりポイント獲得の状況について、今年度のみならずこの5年間(大学院開設以降)に分析した結果より研究活動の停滞が広がってきており、特に長期に亘って研究活動の停止状態にあるのが古参の准教授・講師であることから、大学全体の研究活動の活性化を図るため、効果的なポイントシステムの検討し実施していく。

若手教員を対象にした学内共同研究費助成については着実に実績を積んでおり、次年度においてもこれまで同様、若手研究者への支援体制を維持していく。

引き続き、中堅・若手教員をターゲットにした研究支援体制の充実を図り、研究推進のための研修会の企画など、FD委員会と協働で実施していく。また科研費などの外部の競争的資金獲得においても新規の採択を目指し、これまで以上に研究推進委員会と研究推進支援室の連携を図り、外部資金獲得に向けた支援体制の仕組み作りを行っていく計画である。

【基準 4 の自己評価】

令和2(2020)年の認証評価報告書において指摘を受けた教学マネジメントに関しての学長ガバナンスと教授会の役割について、「その他学長が必要と認める事項」の具体的内容を学長が定め、教授会規程並びに研究科教授会規程の改定を令和5(2023)年度に行った。同じく指摘を受けた「懲戒規程」を定めることについては、教授会・運営委員会・理事会での承認を経て、学則変更を行い「懲戒規程」を令和5(2023)年度に施行した。

教員の配置に関しては教育目的を達成するため適切な配置を行っており、教員の職能開発についてはFD委員会等による教育力向上のため各種研修会が実施されている。職員の研修に関しては資質・能力向上のため、SD委員会等による全体研修および職員個別のオンライン研修への参加がなされている。

研究支援に関しては、一般研究費の支給・学内共同研究費による助成・学外研究費獲得支援が行われており適切な支援がなされており、若手教員による研究活動活性化も実施されているが、今後は大学全体の研究活動の活性化を図る、特に古参の准教授・講師にも研究活動の活性化を促すため、効果的なポイントシステムの検討し実施していく必用があ

る。研究倫理については、FD 研修を通じて教員への啓発活動を行うと同時に、研究倫理審査申請手順を明確化し円滑に機能している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人三育学院は、寄附行為第 3 条にて「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」としている。

三育学院大学は学校法人三育学院の高等教育機関として平成 20 (2008)年度に開学した。開学以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則及び学内諸規程を整備し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している情報の公開について、「学修成果に係る評価」「学位論文の審査基準」を学内外に公表するなど、法令を遵守して誠実に経営を行っている。

学校経営上、また本学の使命を完遂する上で、管理職や役員（理事・評議員・監事）が個人的な利益を優先することがないように利益相反について規定し、毎年利益相反同意書を交わし、経営規律を遵守し、職務を誠実に勤めることを求めている。

また寄附行為及び法人の諸規程に違反する行為またはその恐れがある場合、早期に発見し、問題を速やかに是正することが出来るように公益通報に関する規程を整備している。

【資料】

- ・学校法人三育学院寄附行為
- ・三育学院大学学則
- ・利益相反または職務相反に関する規程
- ・公益通報等に関する規程
- ・三育学院大学ホームページ

(学修の成果及び卒業認定に関する情報：

https://www.saniku.ac.jp/files/3-3_gakushu_2023.pdf)

(学位論文の審査基準：

<https://www.saniku.ac.jp/graduate/feature.html>)

(アセスメント・ポリシー：

<https://www.saniku.ac.jp/files/assessmentpolicy.pdf>)

(収容定員及び学生数に関する情報：

https://www.saniku.ac.jp/files/4-2_gakuseisu_2023.pdf)

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

三育学院大学の将来に向けて中期計画を継続的に策定し、その計画に基づいて具体的な単年度の事業計画を策定している。中期計画の進捗については、每期各担当責任者が点検・評価し、理事長に報告をおこなうとともに、必要に応じて目標や計画の見直しをおこなっている。

令和 6(2024)年に第三次中期計画を策定している。この中期計画では、令和 3(2021)年度の認証評価不適合の評価を受け、内部質保証活動を学内で浸透させ、計画の PDCA サイクルを確実に遂行することにより、毎年自己点検評価、並びに事業報告にて進捗を確認し、次年度事業計画を策定している。策定した事業計画は、学内イントラネットに掲載され、教職員間で情報の共有がおこなわれている。

社会の要請に応えるため、三育学院大学ガバナンス・コードを令和 6(2024)年制定、評議員会の議を経て、理事会の承認後に公表している。

【資料】

- ・三育学院大学第 3 次中期計画 2024(令和 6)年度－2028(令和 10)年度
- ・学校法人三育学院 2024(令和 6)年度事業報告
- ・学校法人三育学院 2025(令和 7)年度事業計画
- ・三育学院大学ガバナンス・コード(初版)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

三育学院大学は「環境にやさしいエコキャンパスの実現」を掲げ、自然に囲まれた広大な敷地も農薬を利用せずに植栽等の管理を行い、自然環境に優しいキャンパス維持に努めている。また節電に心がけ、学内の主電源装置（キュービクル）に消費電力を計測する装置を装着した。その結果、電気量測定装置装着以前よりも約 3 割電力を削減してきた。クールビズなども推奨し、定期的な学内パトロール、学生を含めた省エネの啓蒙教育などを展開し、エコで環境にやさしいキャンパス実現をめざし努力している。

本学は日本の大学でも数少ない寮教育を基本とした大学である。学生は学内に設置されている寮に居住し教育を受けている。教職員の多くはキャンパスに隣接する教職員住宅に居住し学生の安全に対応できる体制である。

学生や教職員の人権については、三育学院大学ハラスメント防止に関する規程が整備され、学生や教職員の基本的な人権が保護されている。アカデミックハラスメントやパワーハラスメントその他の人権侵害が発生した場合には、適切に対応できるよう「ハラスメント委員会」が設置されている。

安全については寮教育をベースとする大学であることから、防犯、地震、火災、そして食の安全も従前より力を入れている。防犯については、大多喜キャンパスは自然に囲まれた田園地域のため安全であるが、敷地をフェンスで囲い、重要施設には警備会社のセキュリティシステムを導入している。一方、東京校舎は都市部にあるため、校舎の出入口に指紋認証セキュリティシステムを導入し万全を期している。耐震については東日本大震災以前から耐震検査を行い安全と施設管理に心がけている。火災については、施設設備の整備はもとより、大学・寮において毎年防災訓練、退避訓練を実施し不測の事態に備えている。

食については、食材を都心より業者を通じて調達していたが、震災時でも供給が可能な近隣の農家から米と野菜を仕入れ、危機管理体制を整えている。

看護の実習時には学外の施設を使用している場合もあり、不測の事態に備え危機管理マニュアルを整備し、実習前に指導を行っている。

【資料】

- ・三育学院大学ハラスメント防止に関する規程
- ・臨地実習要項【基本事項】 XII.災害発生時の対応

5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度の高等教育評価機構による認証評価で改善を要する点として指摘された事項について、「学修成果に係る評価の基準」は令和 4(2022)年度に組織された内部質保証委員会にて学修成果の評価方針(アセスメントポリシー)を作成、「学位論文の審査基準」はホームページ上に掲載済である。

同様に改善を要する点として指摘された学部の収容定員数に関しては、2015（平成 27）年 12 月に文部科学省へ収容定員変更に係る学則変更の届出を行っていたにもかかわらず、大学学則における定員記載（第 4 条）の修正がなされていなかったという、事務手続き上の不備によるものである。具体的には、学則第 4 条には学部の収容定員数が 220 人と記載されていたが、当該届出に基づく学則上の文言変更を怠っていた。しかしながら、当該不備については既に是正措置を講じ、学則の記載も適正に修正済である。

経営の規律及び誠実性については、経営の基本的な点であり、使命・目的の実現への継続的努力も含めて、第 3 次中期計画の確実な実施に向け、全学で取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人三育学院では理事会が法人の最高意思決定機関であり、機能的に理事会を運営することにより「学校法人三育学院寄附行為」の第 3 条に定める目的達成を目指している。

理事は「学校法人三育学院寄附行為」で 10～14 名と定めており、各選任区分の理事構成は、第 1 号理事は三育学院大学学長、第 2 号理事は学校法人事務局長、第 3 号理事は三育学院大学看護学部長、第 4 号理事は評議員会から選任した者 2 名、第 5 号理事は理事会が選任した者 5～9 名である。現在は学校法人内部理事（常勤）8 名、非常勤理事が 5 名の計 13 名であり、いずれの理事も寄附行為にしたがって、適正に選任されている。監事は弁護士・公認会計士の資格を持つ学識経験者と、経営経験豊富な社会福祉法人統括施設長の 2 名である。監事は理事会に出席し、学校運営上の貴重な意見・アドバイスを提供している。

理事会は年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月）開催している。予算、決算につ

いては私立学校法第 42 条に定められている通り適正に運営している。理事会では法人並びに各設置校に関する重要な案件を審議している。また、理事会の開催されない月には、機動的に審議するために寄附行為に定めた常任理事会を開催している。

常任理事会への委任事項については、令和 6(2024)年 7 月の理事会にて「学校法人三育学院常任理事会内規」を制定し、同日より施行している。内規では以下の 5 点について、常任理事会への委任事項としている。

- (1) 資産の取得、処分及び管理に関する事項
- (2) 職員の採用、退職、移動、給与及び厚生等に関する事項
- (3) 寄附行為を除く法人及び学校運営上基本となる諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (4) 職員の懲戒に関する事項（懲戒解雇を除く）
- (5) その他日常の業務に関する事項

なお、令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の私立学校法改正の対応としての寄附行為変更において、理事会の定数を 10 人以上 14 人以内から 6 名以上 10 名以内と変更した上で常任理事会は廃止した。令和 7(2025)年 3 月 28 日認可の寄附行為は、同年 4 月 1 日より施行され、5 月開催の理事会にて候補者を選定し、5 月 26 日開催の評議員会にて評議員会の意見聴取を経て 6 月 11 日開催の理事会にて理事選任を行い、6 月の定時評議員会後に新理事の元での理事会が発足し、理事長・業務執行理事の選出が行われる予定である。また、令和 7(2025)年度の定時評議員会前に任期が満了する役員・評議員並びに令和 7(2025)年度の定時評議員会後に任期が満了する役員・評議員については、寄附行為の附則にて任期を令和 7(2025)年度の定時評議員会までに伸長・短縮する旨記載することで対応している。

監事の監査報告書については、理事会及び評議員会で報告し、報告書を理事長に提出することで寄附行為に定めるとおりの対応となり、改善されている。また法人本部では私立学校法改正に伴う寄附行為変更及び理事会、評議員会運営の見直しと同時にガバナンス・コードの見直しを含め、法人運営の整備を進めることにより大学の内部質保証の確立に努めている。

【資料】

- ・学校法人三育学院寄附行為
- ・理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況

5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年の私立学校法改正(令和 7[2025]年 4 月 1 日施行)に対応すべく、寄附行為の改訂作業を行っている。理事選任機関については、理事会を充て、評議員の選任については 1 号および 2 号評議員を議員会、3 号評議員を評議員選任委員会にて選任することとなる予定である。会計監査人の選定についても進めている。

監事監査報告書については、令和 6(2024)年度監査報告を受理する令和 7(2025)年 5 月開催の理事会、評議員会にて適切に対応する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

三育学院大学は単科大学であり、管理運営を担当する運営委員会と、教学を担当する教授会の二つの組織が互いに協力・補完し合いながら運営している。運営委員会は毎月 2 回（定例）開催し、学内の重要な案件を審議し、人事及び学校経営上の重要案件については理事会及び常任理事会において具申し、コミュニケーションを密に取っている。教授会は毎月 1 回開催し、運営委員会の長である学長も出席して学部長との連携を図り、必要に応じて、運営委員会、理事会への報告を行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

傘下の学校数が多いため、大学の管理運営実務責任者として大学事務長を配置した。また、大多喜町に移転開設した三育学院中学校の校長が常務理事のため、初等中等部門との連携確認を行っている。理事長及び監事は非常勤であるが、学長、常務理事、法人事務局長から随時各校の状況について報告を受け、学校運営・管理上の確認およびアドバイスを受けている。

理事長による監事の選任に関する文書の作成について、従来は監事選任通知書を作成せず、就任承諾書のみを受領していた。この点について、現監事に説明を行い、新たに監事選任通知書を作成し、その承諾を得た。なお、選任手続きに関しては、令和 7（2025）年度から改正される寄附行為の第 5 章（監事、第 1 節「選任及び解任等」）において、監事の選任に関する事項を明記している。

以上、令和 3(2021)年度に受審した大学機関別認証評価において指摘された「改善を要する点」については、学長のリーダーシップ及び内部質保証委員会を中心とした整備・改善により大学運営に活かされたと評価でき、また各種規則の改正・整備、理事会・評議員会の運営等も適切になされ、大学全体としての内部質保証が機能している。

【資料】

- ・三育学院大学学長裁定
- ・三育学院大学懲戒規程
- ・2024 年度第 2 回 学校法人三育学院理事会議事録（抄）
- ・学校法人三育学院常任理事会内規
- ・2024 年度第 1 回 学校法人三育学院理事会議事録(抄)・2024 年度第 1 回 三育学院評議員会議事録(抄)
- ・学校法人三育学院監事就任承諾書
- ・学校法人三育学院監事選任通知書

- ・学校法人三育学院寄附行為

5-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の経営状況改善のため、大学経営委員会を設置し、グループの医療法人の協力を得て経営改善に取り組むことが理事会において決定された。

監査報告書に記載すべき理事の業務執行に係る記載については、令和4(2022)年度監査報告書作成の際に対応するよう、監事と打ち合わせを行い対応した。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和7年1月の理事会において第3次中期計画が策定・承認され、財政の健全化及び収支構造の改革に取り組むこととされた。具体的には、設立母体である宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団や主要実習病院である東京衛生アドベンチスト病院の支援を受け、適正な人員配置・学生数に見合う資産規模の実現等に取り組んでいる。また学生納付金以外の収入確保として継続的な寄付金募集プランの策定や外部資金の獲得に取り組んでいる。

【資料】

- ・学校法人三育学院 三育学院大学 第3次中期（経営改善）計画

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和2(2020)年度以降新型コロナウイルス感染症対策のため特別経営委員会を設置し、教職員手当の見直しや経費抑制等による収支改善に取り組んだ。しかし、リモート授業の開始等、カリキュラムを大幅に変更することになった影響で想定外の支出が増加し、経常収支差額は縮小したものの引き続きマイナスとなった。

【資料】

- ・学校法人三育学院財務計算書類

5-4の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度は、学校訪問目標数を高く設定し、次年度に向けての定員確保に努めた。また、これまで大きな赤字運用だった借り上げ住宅を解約するなど、引き続き経費削減を行った。また、令和5(2023)年度より中等教育学校を開校し、本法人の教育理念に沿った学生の安定確保のため、中等教育のさらなる発展強化を進めている。令和6(2024)年

度においては、より効果的・効率的な学校訪問を目指して重点校及び重点地域の設定を行って、次年度に向けての定員確保に努めている。

法人全体の経常収支状況が支出超過状態で継続している現状は、監事より指摘を受け理事会において調査意見に付された経営基盤の安定確保に取り組むこと、との改善意見が報告され、法人での課題が改めて共有されている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人では、学校法人会計基準に則った会計処理及び計算書作成を行っており、平成 27 年度私学法改正以降は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表を作成している。また、実務上の指針として「学校法人三育学院経理規程」、「学校法人三育学院経理規程内規」を定め、会計処理を行っている。

具体的実務処理は、各校事務担当者において証憑書類を確認の上、学校会計基準に準拠した会計システムであるレーザー学校会計により仕訳処理し、上長が確認を行っている。その後、試算表等を確認して、法人事務局長へ報告・確認が行われている。よって、本学の会計は文部科学省の定める学校法人会計基準、ならびに学校法人経理規程に則って会計処理を実施しており、適正に処理されている。

このようにして作成された資料を基に予算の執行状況を確認し、必要に応じて補正予算編成を行い、予算と決算とに大きな隔たりがないように努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は公認会計士による定期監査により、試算表、元帳、証憑書類等の確認を受けている。決算監査時においては、監事が公認会計士監査に立ち会い、意見交換を行っている。

【資料】

- ・学校法人三育学院経理規程
- ・経理規程内規

5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人傘下の学校は大学も含めて小規模であるが学校数が多く、また各校設立の経緯から会計処理を各校現場に分散して行っているため、会計処理の進捗に学校間の差があり、法人全体の状況把握に時間を要している。理事、監事、学内関係者へ経営状況をより早く報告できるよう会計処理を迅速化するため、法人事務局を中心とした体制の見直しを行っ

ている。

【基準 5 の自己評価】

令和 3(2021)の認証評価で指摘された「学修成果に係る評価」「学位論文の審査基準」のホームページへの掲載と収容定員数の修正は実施されている。経営の規律と誠実性に関する使命・目的の実現への努力、安全への配慮等はなされており、誠実な経営がなされている。

理事会の機能に関しては、本法人は幼稚園から大学院まで全学種を設置しているため幅広い案件が審議されているが、学校種別の担当理事を設け理事間での連携を図りながら様々な事態への対応を迅速に決定できる体制を整えている。高等教育評価機構による認証評価で指摘された、常任理事会へ委任する業務処理内容および監事監査報告書については、理事会として対応している。

管理運営の円滑化と相互チェックに関しては、法人の学校数が多いため法人部門のチェック機能をバランス良く強化できるような体制の構築についての検討が始まっている。認証評価で指摘された「監事選任手続き」については、根拠書類を添付し議事録を作成する対応を行った。また監査報告書に記載すべき「理事の業務執行」に係る記載については、監事と打ち合わせを行い対応した。

財務と収支に関しては、平成 30(2018)年度以降の大規模施設設備投資に加え、大学の定員充足率低下により経常収支差額マイナスが続いていることが大きな課題であるが、投資計画の抑制・費用経費削減等を実施することにより収支改善を図っている。また学生の安定確保のための活動、教員の授業分担効率化による人件費・管理経費コスト圧縮等による経費削減を行っている。認証評価で指摘のあった中長期的な「経営改善計画」に則った改善については、系列病院を含んだ「大学経営委員会」を設置し新たな中期計画策定による改善を計画している。

会計に関しては、傘下の学校数が多いため法人全体の状況把握に時間を要する課題があるが、学校法人会計基準に則り厳正に行われており、公認会計士・監事による監査も適切に行われている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の精神・教育理念に示す「全人的回復をめざす看護師、保健師を育成し、以って広く社会に貢献すること」を教育の使命とし、その目的にかなう教育・研究水準の質を維持向上させ、社会的使命を果たすことを目的としている。この目的を達成するために、自己点検・評価の取り組みが重要であることを踏まえ、自主的・自律的な検証や質保証の規程を「三育学院大学学則」第 2 条に設け取り組みを行っている。

令和 3(2021)年度に内部質保証活動の強化を目的に、運営委員会により組織体制および機能の見直しを行った。まず大学教育の質を管理する独立部門として、内部質保証委員会を新設した。内部質保証活動が組織的に機能することを目的に組織機能図を作成し、役割機能を明確に定めている。また、内部質保証委員会において、アドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) の 3 つのポリシーに基づく学修成果の評価を明確に示す「学修成果の評価方針 (アセスメント・ポリシー)」を作成し、評価レベル・時期・項目を定め、具体的方法を鑑みながら改訂を行っている。

学修成果の評価においては、具体的には入学時、在学中、卒業時の各時期における評価項目、評価時期、評価方法、評価者、結果の活用などを明記したアセスメントチェックリストを内部質保証委員会が作成し、チェックに関わる各担当部署を決定、その部署の責任のもと実施・評価を行った。アセスメントチェックリスト全体の評価としては、内部質保証委員会において学期末に三つのポリシーの成果についてチェックを行い IR 委員会での分析結果も活用しながら改善に活かしており、大学組織全体として学修成果の点検・評価を実施している。3 つのポリシー (AP・CP・DP) の整合性について、単位取得状況・資格取得状況・GPA 取得状況は、教授会で確認することで全教員が共有し、カリキュラムマップの作成・見直しに繋げる三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を全学的に行っている。今年度当初に、学修者がカリキュラムを通して何を学び身に付けることができるかをより明確に示した 3 つのポリシー点検シート (カリキュラム・マップ) を教務委員会が作成・修正し、年度初めのオリエンテーション時に活用している。大学全体の評価結果の活用は、自己点検評価委員会によって取りまとめられた「自己点検評価書」の内容を内部質保証委員会が分析、次年度への改善計画を立案し、学長の承認を確認の上、経営委員会および教授会において審議検討され、教育研究活動の質向上と能力開発に活用されている。

責任体制においては、内部質保証の組織機能図に明示されている通り、学長の責任下に体制が構築されている。

6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の充実と向上のため、各委員会より広く意見の提出を求め、教授会で定期審議を行い大学運営の判断材料としている。令和 4(2022)年度にはアセスメント・ポリシーの作成公表をしたが、令和 5(2023)年度にアセスメントチェックリストを作成、教授会を通して全学への周知を図ったことから、課題であった PDCA サイクルの実質化とチェック体制の改善が進むと捉えている。令和 6 年（2024 年度）はアセスメントチェックリスト内容の修正を内部質保証委員会で行い、FD/SD 研修において、全教職員に対して発表し共有した。引き続き、三育学院質保証サイクルマップに基づき、質保証の実質化を推進していく。

【資料】

- ・ 建学の精神・教育理念
- ・ 三育学院大学学則
- ・ 自己点検・評価委員会規程
- ・ 運営委員会議事録 20220208
- ・ 内部質保証組織機能図 2025 年 3 月 11 日改正
- ・ 学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）
- ・ アセスメントチェックリスト(2024 年 12 月 12 日 修正版)
- ・ 内部質保証サイクルマップ（2024 年 4 月～2025 年 4 月）

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では内部質保証のために自主的・自立的な自己点検・評価の実施状況を報告する「三育学院大学年報」を毎年発行している。また、それに加え大学全体の状況について評価する「自己点検評価書」を自己点検評価委員会により発行・公表している。教育の質については、学生による授業および実習の評価を学期ごとに実施し、評価結果は教育の質向上の資料として活用している。また教育・研究・社会貢献に関する学内全体の活動については、関連する委員会が毎年 5 月の学部教授会で活動計画報告を行い共有し、年度末には活動結果を「三育学院大学年報」で報告している。更に設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検評価を実施している。また、FD や SD の取り組みについては、研修評価アンケートを実施し研修の質向上に努めている。それぞれの結果は学内では経営委員会、教授会などで共有され、質向上活動として FD 委員会、SD 委員会、教

務委員会、学生委員会などで活動に反映されている。学外への公表は「三育学院大学年報」またホームページで学校教育情報として公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR (Institutional Research) 委員会は入学時高校評定値、入学時基礎学力テスト結果、GPA、国家試験模試結果、国家試験合格結果などを収集し分析を行っている。令和 5(2023)年度からはジェネリックスキル測定「PROG テスト」を導入し、学生のジェネリックスキルを可視化し他大学比較によるベンチマーク評価を含め、改善活動に用いている。これらの結果は、教授会、教務委員会、国家試験対策委員会、学年アドバイザーなどと共有し、学生生活の動向などの情報も合わせ、教育活動の改善に活用している。2024 年度の FD 研修において、IR 委員長が「PROG の結果から見た本学の特徴」について報告がなされた。

【資料】

- ・ Factbook2023
- ・ 2023 年度 PROG 結果まとめ

6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は日本高等教育評価機構が示す大学評価基準をもとに認証評価を実施し、自己点検評価書の作成については、自己点検評価委員会において活動を継続する。また教育・研究・社会貢献に関連する各種委員会活動においては、年度内の経過報告を実施し、PDCA サイクルによる教育・研究活動の質改善の推進体制を強化して行く計画である。IR 委員会は、現在行っている入学時高校評定値、入学時基礎学力テスト結果、GPA、国家試験模試結果、国家試験合格結果の分析を継続し、学修支援、国家試験対策支援など教育活動の質向上に努める。また令和 4(2022)年度より大学の全体像を把握する目的で、入試関連情報・学生間情報・各種アンケートなどをまとめた「Factbook」を作成し、大学経営、学部運営を改善・向上させるための資料として用いている。これら内部質保証のための自己点検・評価を着実にを行い、より精度の高い点検・評価のための方策について内部質保証委員会を中心に推進していく。

【資料】

- ・ 三育学院大学年報2024年度(No.7)
- ・ 教務委員会規程
- ・ 教授会規程
- ・ 経営委員会規程
- ・ 自己点検評価委員会規程
- ・ 三育学院大学学則（別表第1、別表第2）
- ・ 三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（M）〔認可〕設置計画履行状況報告書

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(2) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(3) 6-3 の自己判定の理由（改善状況及び自己評価）

1) 学修成果の点検・評価の体制整備及び組織的な分析と全学的な PDCA サイクルの仕組み

令和 3 (2021) 年度の大学機関別認証評価を受けて、全学的な PDCA サイクルに基づく内部質保証システムを機能させるための体制整備として、令和 4(2022)年 3 月に内部質保証委員会を組織した。委員会は学部長を委員長とし、研究科長ならびに各領域長、事務職員を加えた構成となっている。体制整備として三育学院大学内部質保証委員会規程、三育学院大学内部質保証組織機能図、毎年、内部質保証活動方針を作成し、役割機能を明確に定めている。

本学では毎年、教育研究、学生支援及び管理運営等の大学運営全般の活動を各委員会が中心となり「計画 (Plan)」し、大学の教職員によって「実施・実行 (Do)」に移されてきた。その都度各委員会で「点検・評価 (Check)」し「処置・改善 (Action)」に繋げてきた。各委員会の事業計画の実施・評価及び教育活動の実施状況について「年報」にとりまとめ、内部質保証委員会で承認されている。その後学長及び理事会に提出している。さらに「日本高等教育機構が定める基準に基づく自己点検・評価」に基づき、自己点検・評価を実施し、自己点検評価委員会が「自己点検評価書」を作成し、学長のチェックを受け公表している。以上を通じて学修成果等の点検・評価を行い、全学的な PDCA サイクルに基づく内部質保証システムを機能させるための体制整備を行ってきた。

内部質保証のための検証・評価については、PDCA サイクルに基づき各業務を検証・評価することとしており、「自己点検評価書」を内部質保証委員会が検討し、教育の質保証に係る取り組みの結果を最高責任者である学長・理事会に報告してチェックを受けている。学長は改善に向けた方針を内部質保証委員会に提示し、内部質保証委員会は学部・研究科・各委員会等に助言・支援・指導をすることとしている。

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づく各種の取り組み状況について、内部質保証委員会が作成した学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に従い、大学全体・教育課程・授業科目のレベル別に項目をあげ、学修成果等を測定・評価している。

具体的には入学時・在学中・卒業時の各時期における評価項目・評価時期・評価方法・評価者・結果の活用などを明記したアセスメントポリシー・チェックリストを内部質保証委員会が作成し、チェックに関わる各担当部署を決定、その部署の責任のもと実施・評価を行った。アセスメントポリシー・チェックリスト全体の評価としては、内部質保証委員会において学期末に三つのポリシーの成果についてチェックを行い、IR 委員会での分析結果も活用しながら改善に生かしており、大学組織全体として学修成果の点検・評価を実施している。単位取得状況・資格取得状況・GPA 取得状況は、教授会で確認することで全教員が共有し、社会人基礎力（ジェネリックスキル）の評価も含めて学生の成長を確認して

いる。特に令和 7 (2025) 年度は、学生の社会人基礎力の可視化について IR 委員会が 2 年前より導入された社会人基礎力 (ジェネリックスキル) を測定する PROG (Progress Report On Generic Skills) (以下 PROG) の有用性の評価を行った。現在使用している PROG は基準集団とのサンプルサイズのギャップデータが含まれていたことから結果の解釈が困難であること、さらに大学独自に変数を設定して分析を行うことができないことから、令和 7(2025)年度から新たな社会人基礎力尺度を用いて評価することを内部質保証委員会へ提案された。それを踏まえて内部質保証委員会において学生の社会人基礎力の可視化ツールの変更を検討し、承認され学長へ報告を行った。

大学全体の学修成果の点検・評価の具体的な取り組みとしては、内部質保証委員会が主導して、全学教職員が参加するファカルティ・ディベロップメント (以下 FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (以下 SD) 研修・教育研修を 8 月・12 月・3 月に開催した。FD 研修・教育研修では、学修成果の可視化システム (アセスメンター) を活用して領域ごとに担当科目群の学生の自己評価、授業評価アンケート、成績評価を全体的に概観、学修成果の到達度を分析し、必要な対策を検討し全学で共有している。

以上の体制整備・組織的な分析・改善により、全学的な PDCA サイクルが運用され、大学の教育の内部質保証システムが機能している。

2) 教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等

各種規則に関する改正・整備の課題点については、基準 4-1 に対する改善を要する点として以下の指摘を受けた。

〈学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、「三育学院大学看護学部教授会規程」第 2 条及び「三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程」第 3 条に「その他学長が必要と認める事項」を定めているが、その具体的事項を学長自身が定め、周知していない点は改善が必要である。〉

教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、「三育学院大学学長裁定」を令和 5(2023)年 10 月 1 日を施行日として定めた。その他大学に係る各種規則・規程全般の見直し、整合性の確認を実施し、教授会、大学運営委員会、理事会等で改正・整備を行った。また年度初めの理事会において、前年度の内部質保証の取り組みとして、ホームページ上に自己点検評価報告書を公表したこと、FD 研修会を通して学修成果の評価を行い、教育カリキュラムの自己点検サイクルを運用していることを報告した。

6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は令和 3(2021)年度の日本高等評価機構による大学機関別認証評価において「大学の教育の内部質保証システムが十分機能しているとはいえないため、改善を要する」(評価報告書 p.15) との評価を受けた。その理由は「学修成果の点検・評価」について体制整備及び組織的な分析・改善がなされておらず、全学的な PDCA サイクルが機能していないためであった。そこで令和 3~4(2021~2022)年度は学長のリーダーシップのもと内部質保証委員会・教務委員会・IR 委員会・自己点検評価委員会等を中心に連携し、有機的に大

学全体の学修成果の点検・評価・分析・改善をする体制の確立に取り組み進めてきた。令和 3(2021)年度末には「三育学院大学内部質保証委員会規程」を整備し、令和 4(2022)年度当初より内部質保証委員会が点検・評価の実質化に向けた取り組みを開始した。

大学院研究科における学位論文に係る評価にあたっての基準に関しては大学院開設時より基準を設けており、一般にも周知するためホームページに掲載した。各種規則の改正・整備・確認等については、各種規程・規則間の整合性も含め確認・整備・改訂を実施し改善に努めている。その他の法令に則った対応については顧問弁護士との連携により確認作業を進めた。

大学全体の諸活動の点検・評価については、自己点検評価委員会により毎年自己点検評価書を作成し、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証の仕組みを機能させる組織作りを整備している。その一つとして FD・SD 研修等を通じて大学全体で自己点検評価を振り返り、改革・改善に向けた方策を検討する機会を実施することを計画しており、内部質保証の PDCA サイクルが機能するように改善を進めている。

【資料】

- ・ 2022 年度運営委員会議事録（2022 年 2 月 8 日）
- ・ 三育学院大学内部質保証委員会規程
- ・ 三育学院大学内部質保証方針（https://www.saniku.ac.jp/files/hosho_hoshin.pdf）
- ・ 三育学院大学内部質保証組織機能図（https://www.saniku.ac.jp/files/hosho_kinozu.pdf）
- ・ 内部質保証サイクルマップ
- ・ 三育学院大学学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立に関しては、令和 3(2021)年度末に内部質保証委員会を設置し、以降全学的な PDCA サイクルの構築に取り組んでおり、令和 4(2022)年度は内部質保証方針、内部質保証委員会規程、組織機能図、内部質保証サイクルマップおよびアセスメント・ポリシーを策定した。またジェネリックスキルの成長をアセスメントし可視化するツールとしての PROG テストを導入し、令和 5(2023)年度以降、学生にとっては自身の現状を客観的に把握し、大学にとっては継続的な分析から教育の改善につながる体制が構築された。また、令和 5(2023)年度中に準備を進め令和 6(2024)年度から学修成果可視化システムの導入を進めている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有に関しては、大学の課題である全学的な PDCA サイクルの機能化を果たすべく、策定されたアセスメント・ポリシーと、教務委員会で検討されているカリキュラムマップが教授会、各委員会で共有されていくにより実質化へ向かっている。これら教育事業の評価および計画は、PDCA サイクルを意識した内容であり、継続的改善活動として PDCA サイクルの仕組みが確立されつつある。

以上から進行中の内容もあるが、基準 6 を満たす内部質保証の機能性に関して整えられている。